

平成 2 9 年

# 文教委員会会議録

と き 平成29年11月28日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会文教委員会

日 時 平成29年11月28日（火） 午前10時00分～午後2時50分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員	委員長	つる 伸一郎 君	副委員長	鈴木 博 君
	委員	渡部 茂 君	委員	このの 孝子 君
	委員	南 恵子 君	委員	のだて 稔史 君
	委員	松永 よしひろ 君	委員	高橋 しんじ 君

出席説明員	中 島 教 育 長	本 城 教 育 次 長
	品 川 庶 務 課 長	篠 田 学 校 計 画 担 当 課 長
	有 馬 学 務 課 長	熊 谷 指 導 課 長
	大 関 教 育 総 合 支 援 セ ン タ ー 長	横 山 品 川 図 書 館 長
	福 島 子 ど も 未 来 部 長	高 山 子 ど も 育 成 課 長 兼 児 童 相 談 所 移 管 担 当 課 長
	廣 田 子 ど も 家 庭 支 援 課 長	佐 藤 保 育 課 長
	大 澤 待 機 児 童 対 策 担 当 課 長	吉 田 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長
	溝 口 公 園 課 長	

○午前10時00分開会

### ○つる委員長

ただいまから、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、所管事務調査およびその他を予定しております。

なお、請願・陳情審査に際し、公園課長にご同席いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

本日も効率的な委員会運営にご協力よろしくをお願いいたします。

本日は2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

---

#### 1 請願・陳情審査

(1) 平成29年請願第12号 品川区私立幼稚園児保護者負担教育費軽減の為の請願

### ○つる委員長

初めに予定表1、請願・陳情審査を行います。

まず、(1)平成29年請願第12号 品川区私立幼稚園児保護者負担教育費軽減の為の請願を議題に供します。

本件は初めて取り上げますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

### ○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして理事者の説明を求めます。

### ○佐藤保育課長

それでは、私から平成29年請願第12号、品川区私立幼稚園児保護者負担教育費軽減の為の請願につきまして、ご説明させていただきます。

まず、請願項目1の保護者補助金の所得制限の撤廃についてです。保護者補助金の目的は、私立幼稚園に通う保護者の経済的な負担を軽減し、幼児教育を受けることができる環境の確保でございますので、一定の所得制限を設けることを基本としてはおりますが、社会経済状況等を考慮し、これまで順次所得制限の緩和を進めてまいりました。

これまでの所得制限緩和の状況ですが、平成22年には区民税の所得割額を21万6,700円から26万3,500円に対象を広げ、平成24年度には33万4,100円まで、平成26年度には37万円まで、平成28年度には52万6,600円まで拡大し、今年度の平成29年度には80万3,000円まで拡大し、在園世帯の約90%が対象となっております。

また、就園奨励費補助金につきましては、平成26年度より幼稚園に同時就園している第2子以降と、小学校1年生から3年生に兄や姉がいる場合の園児保護者補助金の所得制限を撤廃しておりまして、平成28年度からはおおむね年収360万円未満の世帯について、多子軽減の対象となる兄や姉の年齢制限を撤廃し、同じく年収360万円未満のひとり親世帯等においては、上位階層の補助額を適用するなどの充実を図っております。

平成28年度決算における私立幼稚園在園保護者に対する補助金の総額は、6億7,943万円余りでございまして、前年度から約4,000万円、6.2%増加をしております。区といたしましては、これまでも段階的に負担の軽減を図ってまいりました。

次に2点目、私立幼稚園への更なる支援・助成金増額および連合会への助成金の要請でございます。

現在、私立幼稚園に対する補助金といたしましては、幼稚園設置者に対するもの、私立幼稚園協会に対するもの、各幼稚園の預かり保育事業に対するものの3点が主な補助対象でございます。各幼稚園設置者への補助金ですが、運営費等に対する補助金のほか、園児の健康管理増進費、心身障害児教育事業費補助金、それから防災安全対策補助金など、それぞれ区が単独で各幼稚園に対して直接補助をしております。最近の増額ですが、心身障害児教育事業補助金については、平成27年度より1人当たり25万円から30万円に増額しております。また、私立幼稚園業界に対する補助金につきましては、特別支援教育の研修や講演などの充実を図るために、平成27年度より43万円増額して、年額550万円助成している状況で、こちらについてもこれまで適宜助成額を増額してまいりました。今後も保護者負担の軽減と幼児教育の充実を図るため、保護者の負担等の状況に配慮しながら適切な補助を行い、安心して子育てをしながら住み続けられるまちづくりを目指していきたいと考えております。

### ○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言願います。よろしいですか。

ご発言がないようですので、質疑を終了いたします。

それではまず、平成29年請願第12号、品川区私立幼稚園児保護者負担教育費軽減の為の請願について、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらか自民党・子ども未来からご発言願います。

### ○渡部委員

自民党・子ども未来といたしましては、本日結論を出すで、今回の請願については採択をしていきたいというふうに考えてございます。

この間、先ほど課長からもご説明ありましたとおり、さまざまな支援を年々重ねていただいて、とりわけ平成27年からの特別支援等につきましては、私立幼稚園の方々も皆様喜ばれて、ただ、やはりさまざまな課題というものを抱えている中で、果たしてその時々々の支援がこういう形でいいのかというのは、先ほど来順を追ってお話しいただいておりましたけれども、常に行政の方々も私立幼稚園のほうに向いていただいているということは、幼稚園の関係者の方も承知をしているところでございます。毎回このような形の請願が出ている中で、所得制限の撤廃が果たして、ではそれが全ていくのかと申しますと、やはり何億円も稼いでいる人がいたりですとか、年収何千万円となりますと、なかなかそこは思案のしどころなのですが、やはりこれからしっかりと地域を担っていく子どもたちのために、とりわけ在宅で頑張ってもらって、そして幼稚園教育を受けるといような方々にも、やはり子どもたちには平等にある程度教育を受けさせる。そのような中でどのような支援ができるかというのは、その時代背景に合わせてこれからも考えていただきたいと思います。やはりかかる経費等、これからどういう時代の流れになるかわかりませんが、この先もしっかりと行政と幼稚園協会のほうと話し合いが持たれて、その年々の支援を行っていただければという思いもこめて、採択をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

### ○こんの委員

今日結論を出すでお願いします。

それで、この請願については、毎年毎年皆さんの思いがすごく、私立幼稚園の運営、お子さんの預かり等々ありますので、今課長からご説明をいただきました、年々増額をしてくださっている支援、それ

から心身障害者の方、障害児への支援についても拡充をしてくださっているという流れがわかりました。一方で、国の動きも幼児教育の無償化という流れも今後出てくる中で、まだそれはもう少し先の話となると、やはり子育て支援策の1つとして大事なご家庭の幼児教育に対する家計の負担軽減というものが必要なと思いますので、この請願については採択でお願いしたいと思います。

#### ○南委員

本日決めていいと思います。それで、態度は賛成をしたいと思っております。

教育費の負担というのは、格差がどんどん拡大しているというふうに指摘されておりますが、私どももそのとおりだと思います。やはり未来を担う子どもたちをやはりきちんと保育、教育するということは自治体や社会の責任であると思いますので、そういう点で、この要望については私どもも毎年賛成をしているところです。

ちょっとお問い合わせさせていただいたのですけれども、なかなかお答えいただける方に出会えなかったもので、読めば趣旨はわかったのですが、そんな状況がありまして、なかなか知りたいところが知り得なかったので残念だったのですけれども、毎年このような請願については私どもも賛成をしているところなので、今回も同じような態度をとっていきたいと思っております。

#### ○松永委員

本日結論を出す、採択でお願いしたいと思います。

私たちの会派でもいろいろ議論を重ねた中で、教育費の負担軽減を行うため、本区では助成金の増額、そして所得制限の撤廃など、先ほども課長からご説明がありました。そうした中でも、まだ保護者が大きな経済負担を強いられている状況だと考えております。そしてまた、次世代を担う子どもたちのためにも、しっかりと育てる環境が大事だということで、今回のこの請願に関しては採択をしたいということで結論を出させていただきます。

#### ○高橋（し）委員

結論を出すということで、さまざまなご説明をいただいたのですが、私立幼稚園に関しては3歳から5歳で3,200人程度で、公立のほうは六百数十人ということで、特に4歳、5歳のお子さんたちの教育に関して大変大きな役割を担っており、今後も、その教育を担っていただきたいということで、その補助というか、バックアップとしてこのような形で保護者の方々に支援をしたり、あるいは整備をしたりしていくということが必要なことだと思っております。さまざまな他のバランス等も考慮しながら、所得制限の撤廃や助成金の増額をされていると思いますが、今後もこのような形で進めていただければと思います、採択でお願いしたいと思っております。

#### ○つる委員長

それでは、本件につきましては結論を出すでご意見がまとまったようですので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○つる委員長

それでは、本件については結論を出すに決定いたしました。

それでは、平成29年請願第12号、品川区私立幼稚園児保護者負担教育費軽減の為の請願についてお諮りいたします。

本件を採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、平成29年請願第12号は採択と決定いたしました。

---

(2) 平成29年請願第15号 一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願

## ○つる委員長

次に、(2)平成29年請願第15号 一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願を議題に供します。

本件は初めて取り上げますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

## ○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは本件につきまして、理事者の説明を求めます。

## ○大澤待機児童対策担当課長

私から、本請願の項目についてご説明いたします。

初めに請願項目の1でございますが、区では今年度12園の認可保育園を開設いたしました。また、来年4月には16園、9月に1園の認可保育園開設を予定しております。引き続き認可保育園の増設整備を中心に、待機児童の解消に努めてまいります。

次に請願項目2でございますが、区内の公立保育園は現在築50年以上の保育園が6園、40年以上50年未満の保育園が27園ございます。おおむね60年と言われている施設の耐用年数がこの20年の間で、計33園に到来し、全体の約77%に当たる園舎の計画的な建て替えも、引き続き喫緊の課題となっております。1園の建て替えに8億円から10億円を見込んでおり、改築についても多額の予算が必要になってまいります。保育園を民設民営化すると、国、都からの負担金として、100名規模であれば4,700万円ほどが見込まれ、区の負担割合は84%から55%へ大きく下がります。子どもたちを健全に育てるために、今後さらに必要となる事業費を捻出するため、待機児童対策とは別に、引き続き民営化を進めることは必要と考えております。

次に請願項目3でございますが、品川区内には児童遊園、防災広場などを合わせまして、平成29年4月の時点で266カ所の区立公園等がございます。10年前の同時期と比べますと、42カ所、8万1,877.2平方メートルの増加となっております。また、子どもたちのアイデアを生かした公園づくりなどの取り組みも、公園課で進めております。公園は小さな子どもから高齢者まで、さまざまな世代の方が利用する公共スペースでございますので、引き続き幅広い需要を踏まえて整備を進めていくものでございます。

## ○つる委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご発言願います。

## ○のだて委員

まず、請願項目の1つ目なのですが、待機児童解消のため認可保育園を増設してくださいということで、区はこの間、認可保育園増設しておりますが、昨日も一般質問で質問させていただきました際に、現在見通しとして待機児童ゼロになる見込みだというお話です。ただ、区独自のカウント方法はその待機児童というのが、隠れ待機児童と言われる希望者を排除したものになっているというところに

問題があると思います。4月に再申請しなければ待機児童としないというところに、やはり問題があると思います。そういったところもしっかりと解消していく、そういった立場に立たなければ、本当に待機児童ゼロにできないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

待機児童の数え方につきましては、厚生労働省の定義に沿ってやっております。隠れ待機児童、つまり認証保育所を利用されている方を待機児童と捉えるかどうかは、国の考えに基づいているものでございますして、現時点では待機児童と定義付けされておられません。もう少し人口が落ち着いてくれば、認可保育園で対応できる人数になってくることもあるかと思いますが、現時点では補完的な役割として認証保育所の利用も視野に入れていくべきと考えております。

#### ○のだて委員

認証保育所の利用も視野に入れていくべきだということですが、認証保育所を入れても、やはり他にも希望している方がいらっしゃるわけです。本会議において、そういった方たちを除いて待機児童ゼロになるということでしたけれども、やはりそういった人たちも、もともと入園を希望しているわけですから、その人たちが入れるようにしていくということが必要だと思います。

本会議で紹介しましたが、総合戦略のアンケートの中でも、希望する子どもの数を実現するために保育施設をつくってほしいというところが55.7%で第1位という回答になっておりました。やはり区民がそれ望まれていると思いますので、入園を希望している方がどこにも入れないということがないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

あと、そのためには地域別のニーズもつかんでいかなければいけないのかなと思いますが、この間、荏原の地域で待機児童が多いということで、来年度新園が開設されますけれども、それでもまだ足りないのではないかとという危惧もありますし、他地域を見ても、海沿いのところでも足りないところが出てくるのではないかと。この間の不承諾通知の数とかを見ますと、そういった懸念があるのではないかと思います。地域別の把握をして、それに合わせた認可保育園を増設をしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

まずは、現時点では待機児童の解消が一番の課題だと思っております。認可保育園の開設につきましては、引き続き努力を続けてまいります。

地区別ですけれども、今年4月に待機児童数が20人以上いたところに、平成30年4月、複数園の開設を予定しております。また、10人以上いたところにも、それぞれ開設を予定しています。海側につきましても、今年の4月の時点では待機児童少なかったのですけれども、今マンションの建設が進んでおりますので、こちらのほうにも複数園の開設を見込んでおります。平成30年4月には、待機児童数に合わせて、かなりバランスよく配置して開設する予定でございます。

#### ○のだて委員

今地域ごとに、待機児童が20人以上いたところは複数園の開設が見込まれるということでしたけれども、その20人以上は、以前に示していただいた6つの地域に分けられた中で20人以上の待機児童がいたということですのでよろしいでしょうか。その確認をさせていただきたいと思います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

先ほどの20人以上というのは、もう少し細かく分けて西五反田・大崎地区に2園、小山・荏原地区には認証を含めて6園、他には旗の台・豊町が10人以上でございますので、そちらのほうに開設をい

たします。

#### ○のだて委員

そうすると6つの区割りよりも、もう少し細かく見ていただいているというところで、やはり地域を細かく設定し、やっている対策も、隠れ待機児童とか、数を減らしたものでしているというところだと思います。やはりその数の認識をしっかりと持っていただいて対策していかなければ、待機児童ゼロにはならないと思います。その認識を改めていただきたいと思います。

あわせてこの間、来年度は待機児童がゼロになると見込んでいるということですので、もしならなかった場合、入れないという方が出てしまった場合の対策をするお考えはあるのか伺いたいと思います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

認可保育園の開設は継続していきますけれども、今しばらくは認証のご利用、ご活用のほうも考えていかなければいけないと思っております。

今の想定以上に申請者が多くなり、現状のゼロに近くなるという見込みを超えた場合には、認可保育園で定員外の受け入れなど、対策を現在検討しているところでございます。

#### ○つる委員長

ご答弁いただくとき、少し声を大きくしていただけると。工事の関係もあって聞こえづらい部分もあるかと思うので、よろしく願いいたします。

#### ○のだて委員

そうしましたら、今まで見込んでいた申請数よりも増えているのか、それとも減っているのか。現状をご説明いただけますでしょうか。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

来年4月の申し込みについてはまだ締め切っておりませんので、何とも言えない状況ですが、10月の待機児童につきましては、昨年同期よりも減っております。

#### ○のだて委員

申請数が減っているということによろしいですか。待機児童がゼロになるということのをうたわられていますので、しっかりとそれは対処していただいて、認可保育園を今後もしっかりと整備をし、来年4月には待機児童ゼロとなるようにやっていただきたいと思います。

そして請願項目の2つ目なのですが、公立園はそのまま残してほしいということです。やはり今、5園計画ということで4園が具体的に示されておりますけれども、この間待機児童対策ということで進めているという話でしたが、やはり公立園を民営化したとしても、受け入れ枠は増えないということで、待機児童対策にはならないと思うのです。先ほど区の負担が、85%が55%ですか、減るということで、事業費を捻出して待機児童対策に充てるというお話でしたけれども、やはりそういったところによらず、公立園は公立園としてしっかり残していただいて、その上で認可保育園を増やしていくといったことが必要だと思うのです。

それから、働き続けるということに関しても、民間と公立では労働環境が違いますので、この間の議論の中でも、やはり民間のほうが継続勤務年数など低くなっているというところで、人の入れかわりが激しいという状況です。やはり公立の方が安定しており、保育にとってもいい環境だと思うので、ぜひ公立園、残していただきたいと思います。そしてこの労働環境について、私立と公立の違いを伺いたいと思います。

#### ○吉田保育施設調整担当課長



ご質問の待機児童対策の関係と民営化ですが、区としては先ほどの待機児童対策担当課長の答弁にもありましたように、待機児童対策とは別に今後建て替えの費用だとか、その辺にかかる予算を抑える上で、民営化を進めることは重要だと考えております。

#### ○つる委員長

労働環境についてはわかりますか。わかる範囲で結構です。

ではのだて委員、後半について再度質問をお願いします。

#### ○のだて委員

労働環境について、勤務年数が公立園のほうが13年ぐらいでしたか、あるということで、やはり長く働き続けられることによって、子どもが入っているうちにも保育士が変わらないということで、保育の質が担保されると思いますが、いかがでしょうか。

それとあわせて、先ほど費用のためにも民営化が必要だというお話でしたけれども、実際今民営化しようとしているところは、大規模改修を区がしてから民営化するというところでは、結局費用はかかっていると思うのですが、費用削減になるのでしょうか。お伺いします。

#### ○つる委員長

のだて委員に申し上げます。請願の趣旨に沿った形での質疑をお願いしたいと思います。関連する形でお聞きになっていると思いますが、この請願の趣旨に沿って質問をするように心がけてください。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

労働環境の関係ですけれども、例えば東京都で出している「東京都保育士実態調査」という資料があるのですけれども、その中でも勤務年数については、区営の職員のほうが長期間勤めているのは事実でございます。その資料の中にもあるのですけれども、辞める際の理由が結婚、出産とか、そういう理由で辞められて、その後また保育士として戻った際には民間の場合また1からカウントされてしまうなど、勤務期間の連続性という意味ではカウントの仕方が違うと考えております。

それからもう一つの質問の、民営化を予定しているのは4園ございますけれども、こちらのほうを建て替えてから委託するという形では、その分余分なお金がかかるのではないかということなのですが、今申し上げたように民営化を予定しているところは三ツ木、八潮北、八潮西、一本橋という4園がございます。三ツ木につきましても、一本橋につきましても、先ほど待機児童対策担当課長のほうから申し上げましたように、約40年以上もう経過している園でございますので、いつかは建て替えは必要になります。それから八潮北、八潮西につきましても、こちら文教委員会のほうでも申し上げましたが、約30年近くたっており施設が老朽化していますので、喫緊の対応として、施設の老朽化の対応をし、その後民間委託をしていくというところでございます。民間委託するために、特に施設のお金が余分にかけるということではございません。

#### ○のだて委員

費用のほうですけれども、そうすると、先ほど建て替えの費用がかかるので民間委託するというようなお話があったと思うのですが、まず区で建て替えてから民営化、民間委託していくということだと、費用の削減にはならないということではよろしいのでしょうか。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

区のほうで責任を持って改修および建て替えをやった後に民間委託するという方向で考えております。また、保育の質の確保をする関係上施設水準の高いというところで、施設水準の高いというのは立地条件や新しい施設であったりとか、施設規模もありますけれども、そういう条件がいいところのほうによ

りよい業者が入りやすいという傾向がありますので、そういう点を勘案しまして、総合的に判断している次第でございます。

#### ○のだて委員

だから、結局はこの建て替えの費用については、削減はできていないということですよ。そういった中でこの民営化により、運営費が削減されるということだと思うのですが、その中身がやはり区立と私立では違うと思うのです。先ほど都の調査も出しながら、区立のほうが勤務年数が長いということでしたけれども、やはりそのほうが保育の環境としてもいいものができると思います。私立が悪いと言っているわけではありません。私立でもしっかりとやっているところはやっていらっしゃると思いますが、やはり全体の中では区立と私立の違いが出てきているということだと思いますので、この公立園は残していくといったことが必要だと思います。

そして請願項目の3つ目なのですが、みんなが利用できる公園をもっと増やしてほしいということで、この間も大崎・荏原地域は公園が少ないと。区の中でも少ないということで、ぜひ増やしてほしいということを言っておりますけれども、大体今まで増やしているという答弁を区はされるのですが、防災公園といったものしか増えていないのが現状で、やはり目標にされている1人当たり5㎡でしたか、それをしっかりと、やはりそういった面でも、保育園の面でも、あとお年寄りが利用するために、増やしていくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○溝口公園課長

公園の整備に関するところでございます。やはり地域それぞれ格差があるのは、公園課としても認識しているところでございます。そういった中で、できる限り公園の整備をしていきたい、そうしたところで今現在も取り組んでいるところですし、これまでも取り組んできているところでおり、この先も取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、やはりまずは区の重点施策である防災施策、安全なまちづくり、そういったものにも寄与していきたいといったところを重点的に取り組んでおりますので、どうしても木造密集地域、そういったところの防災公園を中心的に整備していくというものでございます。ただ、一方でしながわ中央公園ですとか、ひらさん広場、なかなか用地の確保は難しいところでございますが、できる限り公園の整備というのをあわせて進めてきているところでございますので、総合的に品川区内全体、しっかりと皆さんに公園をご利用いただけるよう今既存の整備、または新たな整備といったものに取り組んでいきたいというふうに考えているものでございます。

#### ○のだて委員

防災については進めているということで、それはそれでやっていただきたいのですが、その防災の地域に入っていない、木密地域のところではないところで、今整備進められているような場所は実際にあるのでしょうか。伺います。

#### ○つる委員長

先ほど申し上げましたが、請願の趣旨に沿った形での質問を心がけてください。請願の記書きにも、お年寄りから子どもまで利用できる公園等という請願項目でございますし、趣旨には、公園を必要としているのは保育園の子どもだけではありませんと、そうした中で、今防災の観点もありましたが、請願の趣旨に沿った形での質問に心がけてください。

もう一度質問していただけますか。

#### ○のだて委員

今質問しました。

#### ○つる委員長

防災に関することは、私今申し上げましたとおりとなりますので、再度質問し直していただけますか。

#### ○のだて委員

防災は防災でやっていただいて構わないのですけれども、それ以外のところで、今進んでいる公園の整備を検討されているところがあるのか伺いたいと思います。

#### ○溝口公園課長

まず公園の整備でございます。近年におきますのはしながわ中央公園を拡幅させていただいて、皆さんに楽しんでいただいているところでございます。その他につきましても、大崎または木造密集地域の中でもまちづくりが進んでおります。そういった中でもまちづくりとあわせて公開空地、または公園、そういったものもあわせて整備していくように計画をしておりますので、まちづくりと一帯になった形で、そういった機会を捉えながら公園整備に取り組んでいこうというのが、今現状でございます。

#### ○のだて委員

その中で、やはりまだ地域間格差が解決していないというところですから、しっかりとそこは格差解決ができるように進めていただきたいと思ひますし、今のお話ですと、具体的に今検討されているところはないのかなという感じでしたけれども、格差をなくしていくために今後もやっていただきたいと思ひます。この間、防災などは補助金が入って進められていると思うのですが、やはりそういったところに、区独自で格差是正のために公園をつくっていただきたいと思ひますが、そういったお考えはあるのか伺いたいと思ひます。

#### ○溝口公園課長

まず公園整備の関係でございます。地域の格差ということでお話がありましたが、地域の格差はどうしても臨海部、海に面している地域というのは都立公園ですとか、品川区で管理しております区民公園といった大規模公園がありますので、どうしても小規模公園の多い内陸部と比べますと、やはり地域間での差が出てくるというのは現状として仕方ないことだと思ひています。とはいえ、やはりできるだけ皆さんに利用していただけるような公園を整備していきたいといった気持ちは我々もござひます。

そういった中で、今うちで言ひますと、旧同潤会跡地のところで木密地域の集合住宅等を建築しておりますが、その中でも公園の整備をあわせてしていただいて、将来的には建築工事が終わった後も公園の整備がされるといった状況もござひます。そういったものも含めて、しっかりと取り組んでいきたいと思ひております。

公園整備につきましては、やはり皆さんに楽しく遊んでいただく、安心して遊んでいただく、そのためには一定の敷地の規模が必要になってきます。そういった中で、どういう形で財源を使って整備していくのかといったものも含めながら、今後もしっかりと公園整備には取り組んでいきたいというふうにご考慮しているところでござひます。

#### ○のだて委員

今同潤会のところでも公園がつくられるということでしたけれども、それができると何%ぐらい、この荏原の地域で上がるかお伺ひいたします。そういったことで、臨海部には大規模公園があるということですが、荏原ではそういったものが作れないというお話だと思ひのですが、小さくてもその目標に向かって格差をなくしていつていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

#### ○溝口公園課長

まだ同潤会のところは計画段階になりますので、はっきりした数字というのはこれからになってくるというふうに考えております。ただ、公園を少しでも整備していくことによって、徐々に公園の率というか、格差、そういったものが埋まっていくと思っております。防災まちづくり、いろいろなさまざまな形のまちづくり、または公園整備単体としてで、しながわ中央公園については公園として必要だということで、用地買収をして整備をしたところでございます。そういったものも含めて、今後もしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

## ○南委員

まず公園のところなのですけれども、公園をつくってほしいというのは別に保育に限らず、さまざまな区民の皆さんが願っているところでは間違いはないわけです。そういう点でもっと進めていただきたいと、そういう姿勢も表明されていますので、どんどん必要なところにつくっていただきたいということを改めてお願いしておきたいのです。そして、こういう保育の関係者の皆さんが、保育園を増設してほしいという思いの中で、公園を含んで請願をお出しになった背景には、私はやはり園庭がない保育園が今当たり前になってきている、そのところがあるのではないかと思うのです。保育園にとって、幼稚園ももちろんですけれども、園庭は必須アイテムです。園庭のない保育園などはあり得ないです。規制緩和してこういうことが許されることになってしまったわけで、ぜひ園庭のある保育園をつくっていただきたい。これが大原則だと思っています。

私もかつて保育士をしていましたときに、家庭訪問をしたりすると、やはりいろいろなご家庭の状況が、広い家に住んでいたり、アパートの1室に住んでいたり、いろいろなご家庭がありました。ある園長先生がその当時もおっしゃっていましたが、家庭訪問に行くと子どものそういう家庭環境がわかり、狭い1室に、押し入れに布団を入れてしまうと他のものが全然収納できないので、ベッドを使用して布団は使わないようにしている。お部屋の中にベッドの上に置いておくと。そういう中でドンと部屋の真ん中にベッドがあるので、小さな子どもが1歳にならない前にベッドにつかまってつかまり立ちができるようになってしまった。発達していることはいいのだけれども、でも本当に匍匐をしたり、膝を曲げてはいはいをしたり、そういうことが子どもの発達上には大事なことだが、そういう時期を経ないで立ってしまった。だからそういう子どもの環境がいっぱいある中で、保育園というのは本当に大事なのだと。保育園は保育室がある程度広いし、園庭もあるのでそこで手足を伸ばしていっぱい遊べる、だから園庭のあるのは当たり前のだということで、国が基準に入れているわけです。そういう状況の中で、今は園庭がないのが当たり前になってしまっているのです、それで公園を増やしてくださいと、こういう要求になっているのではないかなと私は理解するのですけれども、本当に何か悲しい要求ではないかなと私は勝手に思っているのですが、やはり園庭をつくるのが大前提だと思っています。その辺の認識について区はどう思っているのかを1つ伺いたいと思います。

それから2つ目は民営化の問題ですけれども、先ほどの説明では、これから建て替えしなくてはいけない33園、全体の77%が建て替え必要で、そのお金が8億円から10億円かかると。だからそういう経費を考えたときに、区立だったら多額の費用を区が負担しなくてはいけないので、民間委託にしていくのだと。そんなとんでもない考え方だなと私は憤りを覚えましたけれども、そういう考え方は許せないと思いますので、それは今そこにとどめておきたいと思います。

民間委託の話が出たのでちょっと関連して伺いたいのですけれども、先ほどの説明でも八潮の2カ所がありますよね。三ツ木や一本橋はこちらの内陸部なので、それももちろん残念なことですけれども、八潮の保育園というのはとりわけ今子どもたちが少なく、内陸から随分子どもが来ています。朝なん

か区役所に行くときに、随分自転車に子どもを連れてお父さんやお母さんたちが、本当に大勢おいでになります。そういう子どもを集めるのが大変な地域に、運営も大変な民間委託をするなどという考え方でいいのかと。つぶすようなものではないかと思はるのです。なぜ八潮がそういう民間委託をする保育園として選ばれたのか、改めてそのことも伺いたいと思います。それとこの4園の民間委託は、法人に委託するのか、あるいは株式会社なのか、どういうことを区は考えているのか、改めて関連して伺いたいと思います。

それから基本の認可保育園の増設の件なのですが、先ほどのだて委員が質問していたのを聞いて私はよくわからなかったのですけれども、まだ来年度に向けての申請があと1カ月の期間がありますよね。今現在、待機児童がゼロになるんだと繰り返しておっしゃるのですけれども、地域的にどういうふうになるのかというのは去年、あまり今まで出なかった荏原地域だとか、そういう地域も含めて待機児童が非常に多くなったという状況があったと思うのですが、6つの地域に分かれてさっきご答弁されたのですけれども、私は聞き取れなくてメモできていないのですが、要するに地域別に何人の申請が現状で、何人あって、そして既設園、あるいは新設園においてどのくらいのキャパがあって、その相殺がどれぐらいされてゼロなのだという、そのところが、ゼロと言っている根拠がわからないのです。だからわかるように具体的な数字を入れて教えていただきたいと思っています。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

保育園の園庭についてでございますけれども、今喫緊にやらなければいけないことは、認可保育園をつくることだ考えております。園庭を義務づけた場合、80名規模だと200㎡以上園庭が必要になってきますので、それをどうしてもということになると、認可保育園をつくれなくなってしまいます。園庭が大切だということはわかっておりますけれども、今はまずは認可保育園をつかって待機児童をなくすことが第一だというふうに考えております。そうはいいまして、各事業者に少しでもいいから子どもが外に出られるスペースはつくってほしいということでお願いしております。平成30年の開設園、認証を含めて18園中9園、ちょうど半分は何らかの形でお庭をつくっていただいて、プール遊び等ができるようになっております。

それから現状としまして、本来はもう少し庭をつくるはずだったのですけれども、やはり地域の方の反対等あって庭はどうしてもつけれないということで諦めた事例もあります。考え方としては、もちろん園庭あったほうがいいと思うのですけれども、このような現状を考えますと難しいというところがございます。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

八潮がなぜ選ばれたかというところと、その後の委託先、法人か株式会社か、そのどちらなのかというところの質問に対してのお答えをいたします。

八潮につきましては乳幼児人口が減少しております。それと、八潮にある保育園に、どこの地域から通ってきているかというところを調べますと、他の園に比べて近隣地域から八潮の保育園に通っている方たちが多いということが特色としてございます。その点からも、八潮のところを民営化を進めていた次第でございます。

2番目の委託先は法人か、株式会社になるかどうかということにつきましては、最初のところは33年の三ツ木保育園でございますので、これから検討していくところでございます。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

平成30年4月の申請数でございますけれども、現時点では集計できておりません。

## ○南委員

待機児童の集計ができていないということですが、今現在の時点の数字でいいからというふうには先ほど断ったので、教えていただきたいと思います。

それと園庭については、必要だという認識があるのかどうかを聞いたのですが、ここについては答弁がありませんでしたので、ぜひ答弁をしていただきたいと思います。やはり私としては、さっきも申し上げたので繰り返しになるから言いませんけれども、必要だと、必須アイテムだというふうなことで強調させていただいたので、ぜひその辺を答弁お願いします。

あと民間委託の問題ですが、これからだということで、数年あるからということなのですが、やはり私は、基本的には民間委託はやめるべきだと思います。とりわけ八潮のところは、他の地域から比べても、よそから来る方が多い、だから子どもに来ていただくことに非常に委託を受けた事業者が、法人なり何なりでも苦勞するところが大きいと思うのです。したがって、八潮をとりわけ選ぶということは、そういう採算の上からも、やはりかなり厳しい状況を事業者に与えてしまうのではないかという点では、法人だろうと、株式会社だろうと、委託はとりわけ地域的な問題もいってそぐわない。全体的にはもちろん民間委託はだめだという立場ですが、あえてそのことを強調しておきたいと思いますので、その辺についての見解を伺いたいと思います。

## ○大澤待機児童対策担当課長

園庭は大切だとは思いますが、今の時点ではそれよりも認可保育園を1園でも多く増やすことのほうが大事だと考えております。

申請者数につきましては、一番新しい数字で持っているものが10月の申請数ですが、こちらが1,333人になっております。

## ○吉田保育施設調整担当課長

八潮の件でございますけれども、八潮も最近では近隣に、民間園を含め、かなり保育園ができてきております。それと、以前の文教委員会でもご案内したとおり、八潮北、八潮西につきまして、1年程度委託の開始時期がずれるのですが、一括して委託業者を選ぶことによって、コストメリットが出せるような委託の形式を想定しております。

## ○南委員

民間委託の件ですが、八潮は周辺に保育園ができてきているのは事実です。だからこそ八潮に民間の事業者が保育園の経営を任せるとするのは、委託した後、なかなか大変になるのではないかなということを心配するのです。ですから、そのところは民間委託ということはそういうことも含めて、考慮する必要はないかなと思っています。それは私の意見で、別に答弁はいいです。これからまだいっぱい質問できるチャンスがありますので、そういうことも考えて、民間委託にしようかまいかというところを判断していただきたいと思います。

それから申請者数については1,333人だということですが、私が伺ったのは地域ごとにどうなのか、地域によってあっちの保育園はあいているけれども、自分は6カ所選んだが不承諾になってしまった、だけれどもあっちの保育園には行けないのだという方も、過去いっぱいいたわけですが、それで、そういう方たちをみなしというふうにしてカウントしないということになってしまっている状況があるわけで、だからやはり地域でどのくらい申請があつて、現実は何のくらいのキャパがあつて受け入れられますよというふうで今の時点で判断をしておかないと、やはり保護者にとって大変な事態に追いやってしまうのではないかと、私は地域別のそこをしっかりとつかんでおくべき

だと思っているのです。まだ公表できないのだということであれば質問も控えようかなと思うのですが、そういうこともないようなご答弁なので、全体数しか紹介してくれていないので、その辺についてはどうなのでしょう。改めて地域別につかむ必要はあると思うし、区はそうしていると思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

申請者の地域別というのは10月の時点ではやっていませんけれども、待機児童を地区別に分けて、その地区に開設をしているので、一定その需要には応えられると思っております。

#### ○南委員

ではまた後でにします。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○つる委員長

よろしいですか。ほかにご発言がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、平成29年請願第15号、一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願について、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらか自民党・子ども未来からご発言願います。

#### ○渡部委員

結論を出すで不採択です。

そもそもこの一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願という題に違和感がありまして、その一人ひとりの子どもを大切にするというふうに出されるのであれば、当然まず第一義的な保護者であるとか、家庭の責務というものをしっかり出した上で、それでは品川区というのだったら話はわかりますけれども、そこをないがしろにして、まず区がどうこう、ましてやこの記書き以降、請願項目を見ると、一人ひとりの子どもが大切にされるというよりも、親の都合で出されているような請願であるということで、果たしてこのタイトルに対して、内容がこういうものでいいのかというのがそもそも疑問に残るような請願の出方だなという意見をまず述べさせていただきます。

その上でまず一番重要なのは、品川区が向かっている方向が、いわゆる待機児童対策であれば、先ほども長い議論をしていましたけれども、園庭が法律で決められていて、園庭がある保育園でなければダメなのか、そもそもこの都市部で人口が増えている中、子育て環境をよくしようとして、まずはこのさまざまな手法を使い待機児童を何とか減らしていこうという待機児解消が先なのかというところの議論をやはりしっかりするべきときなのではないか。この都市部において両方求めてなどといったら当然できつくないわけですし、そうなるもまたそれで困る保護者がいるわけですから、本当に一人ひとりの子どもを大切にといいたいでしょうか、その保育の問題を徹底的にやっていくというのであれば、僕は今品川区のやっていることは全く間違っていないと思うし、逆を言うと僕はこの春、待機児童ゼロになるとは思っていません。というのは、品川区これだけやってきていますから、相当マスコミ等でも話題になっていて、それから転入者なり、品川に引っ越そうかなという方々、多いのも事実です。結局はそれだけやって来ると、当然またゼロにならない。ゼロにならなくなると、また騒ぐ人いますけれども、冒頭の予定ではいいのでしょうか、計画ではもうこれゼロになる。ゼロをとっくに超えている計画がここ数年立てられていて、その中で増え続けているわけだから、冷静に判断したらそうならない。

意見を言っているついでに言ってしまいますと、他の自治体の方々から、品川はいいなと言われているのは、いわゆる幼稚園だけで待機児童は終わらないのです。他の自治体というのは、これが学童保育もまた待機の問題がある中で、品川区というのは保育園に入れれば、その後問題を保護者が抱えないのです。それはスマイルスクールのおかげで。そういうものがあるから、品川区はちょっと土地等が高かったりするけれども、みんな頑張って品川に住みたいという方々が、これからますます増えると思いますから、僕は待機児童はゼロにならないと思っています。だけれども、これだけ品川区は、いろいろなことをやってきているわけだから、そこは皆さん理解して、ではその先どうするかというのをみんな考えていかなければならないと思います。ですから、その部分は不採択です。

公立保育園をこのまま存続させてくださいというのも、当然時代の流れ等もあります。需要もあります。そういうものを考えていかないと、やみくもに公立保育園、公立保育園と行って、公務員の先生などをたくさん増やしてしまって、その後どうするのですかという話になりますので、先を見据えた施策をこれからやっていかなければならない。施設だってそうです。では、例えば60年もたせるのだったら、皆でこれから保育園をつくって60年後必要なのかと考えましょうよ。そうなったときに何をやらなければいけないかというのは、おのずと出てくるわけです。なので不採択です。

お年寄りから子どもまで利用できる公園をもっと増やしてください。適地があって、公園がこの場所に必要だとなれば、多分公園になりますでしょう。ただ、それだけ広い土地があると、どこかの会派がまた公園ではなくて特養をつくれとか何だと始まるでしょう。その時々々の需要に見合ったものをしっかりつくっていかねばならないわけで、あれもこれもはつくれません。やはりその場所で必要なものというのは、多分公園に限らず、建物に限らず、さまざまな需要を見据えてつくっていくことになると思いますし、それも一緒に考えていきたいと思います。なので不採択です。

## ○こんの委員

今日結論を出すでお願いします。

結論を出すに当たっては、さまざま今質疑がありまして、ご答弁もいただいて、状況もよくわかりました。請願項目の1番については、認可保育園をこれだけ増設しているますし、実際に数字も挙げてご説明をいただきました。現状の見通しとしてはゼロというところで、ただ今渡部委員がおっしゃったように、この先がどうなのかというところは、渡部委員がおっしゃったようなことも、私も頭の中にあります。ですから、区として、これからも適地があれば認可保育園を増設していく姿勢が確認できましたので、1に関しては、区としては対応してくださっていると理解をしております。

2番の公立保育園の存続については、先ほど勤労環境、いわゆる労働環境のお話がありましたけれども、私の認識が間違えていなければ、公立の先生方には人事異動がありますので、せつくなれたお子さんが、先生向こうに行ってしまったという寂しさがある。一方、私立保育園は、そこへ勤めたらずっと、その先生がやめない限り先生はずっといてくださる。そうすると民間、いわゆる私立保育園の、子どもにとって先生との関係というのは非常にいい関係がつけれるというのも、私は民間のいいところではあるかなと思います。そういうところでは、いろいろ建て替えの予算を考えた上で、民間委託をせざるを得ないというところでは、そうした子どもにとってどうか考えると、決して民間は悪いことではないかなと私自身は思っております。ですから、2番については区としての考えが理解できます。

3番について園庭のない保育園という話がありましたけれども、だからこそ公園を利用させていただいている。ただ、前の委員会するときにも私、意見なども言わせていただきましたが、公園の使い方です。区として少しそれぞれの園との調整をしていただくというところで、今現時点ではそうしたことを図っ



ていただきたいと思っております。あと公園を確保するには一定の広さと予算が必要という話も、ありますので、本当にうまい具合に適地が出るかというのも、なかなかこれは難しい話だと思うので、出た場合にはぜひそこを園庭に考えていくという先ほどのご答弁もありましたので、ここも理解できます。したがいまして、今回の本請願については、不採択とさせていただきます。

#### ○南委員

私どもは、今日結論を出していいと思います。それで早く請願者の思いに応えるということで、結論を早く出していききたいと。

1番については、区は実際来年の4月、待機児童がゼロになるかどうかは甚だ不安な状況ですけれども、認可保育園を増設してゼロを目指していほしいという趣旨で、区の方針と変わらないので、当然採択していいのではないかなと思っております。

2番の公立保育園についても、民間委託ではなくて、やはり公の施設で品川区自体がきちんと保育の責任を持つという点で必要な項目だと、そういうふうに理解しておりますので、ぜひこれも採択をしていきたい。

3番の公園についても先ほど申し上げたようなことで、当然だと。保育園の園庭がないということについては、今優先される問題があるというふうな区の方のご答弁だったのですけれども、確かに待機児童解消は優先されるもので、私どもも強く求め続けてきておりますが、だから園庭がなくもいいのだというわけにならないわけで、非常にそういう姿勢としては甚だ残念だと。小さ目の土地しか手に入らないような、そういう状況の中で株式会社なり、民間事業者が保育園を運営するという状況なのですけれども、もっとそれを支援するとか、園庭ができるような指導をするとか、そういうことをやはりやっていただきたいと。これからの対応としての問題も含めて、指摘をしておきたいと思えます。そういうことで、ぜひこの請願は、毎年私どもは賛成をしているのですけれども、今年度も賛成をして採択をしていきたいと思えます。

#### ○松永委員

本日結論を出す、私たちの会派では不採択をさせていただきます。

今現在品川区でも、待機児童解消のために認可保育園の増設を行っておりまして、先ほども来年には認可保育園17園開設予定となっております、今後もまだ待機児童ゼロを目指して認可保育園を増設していくという説明がありました。

また、この2番目の今ある公立保育園はそのまま存続に関してですが、建て替え費用の面も考えますと、やはり財政負担の軽減をしていくことも大切であるのかなというふうに考えております。

そして3番目に関しては、お年寄りから子どもまでの利用できる公園等の増設についてですが、本区には266の区立公園がありまして、今後も公園の場所を確保し、バランスのとれた公園整備を行っていくということでございましたので、この請願については不採択とさせていただきます。

#### ○高橋（し）委員

今日結論を出すということですが、不採択でお願いしたいと思えます。

請願項目の1番については、もう議論がうるりましたが、説明もあつたように認可保育園の増設について、これまでかなり努力をしてこられたということです。もちろん待機児童に関して、さらなるスピードアップや対応も必要だとは思いますが、これまでの施策は根本的にはきちんとされていると思えます。

それから2番については総合的な判断が必要というお話がありまして、改築や、そのほか将来の事情

を考へて民営化を進めていっている、今現在全てを一気に民営化するというのではなくて、諸般の事情を検討しながら進めていくというところですので、ぜひその点については検討内容は多岐にわたってきちんとしていただきたいと思います。

それから3番については、私は所管が違ふのではないかと思いますので、内容ついて申しあげることとはいたしません。

#### ○つる委員長

それでは、本件については結論を出すでご意見がまとまったようですので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

#### ○南委員

この請願項目1のところなのですけれども、認可保育園を増設してくださいという点では、品川区は待機児解消のためにずっと努力しているという状況は改めて答弁もあつたし、明らかですよ。ですから、このことについては、私は採択という共通認識ができるのではないかと聞いていたのですけれども、どこの皆さんも区がやっているからいいのではないかと、だから不採択だというふうにご主張される、そここのところがつじつまが合わない、道理に合わない、そういうご意見だと思ふのですが、委員長はどういうふう理解されているのでしょうか。

#### ○つる委員長

先ほど皆さんが各会派の代表として、継続、結論を出すという態度に合わせて意見を出していただきましたので、その発言していただいたとおりというふう認識をしております。

#### ○南委員

理解できません。

#### ○つる委員長

それでは、本件については結論を出すに決定いたしました。

それでは、平成29年請願第15号、一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願について採決をいたします。

本件は挙手により採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

#### ○つる委員長

賛成少数につき、平成29年請願第15号は、不採択と決定いたしました。

---

(3) 平成29年請願第17号 区立小中学校給食費の無償化を求める請願

#### ○つる委員長

次、(3)平成29年請願第17号 区立小中学校給食費の無償化を求める請願を議題に供します。

本件は初めて取り上げますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

#### ○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは本件につきまして、理事者の説明を求めます。

## ○有馬学務課長

それでは私から、平成29年請願第17号 区立小中学校給食費の無償化を求める請願についてご説明いたします。

まず現状の経費の負担について整理をしてみたいと思いますけれども、学校給食法第11条では、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする」となっております。そしてこの「政令で定めるもの」ということですが、この施行令第2条において、義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、学校給食に従事する職員に要する給与、その他の人件費および学校給食の実施に必要な施設および設備の修繕費とされているところでございます。このように、法において学校給食の実施に必要な施設整備に要する経費とか修繕費、そして従事する職員の給与、あるいは光熱水費等、これらは全て設置者の負担となっており、広範囲にわたっていると考えております。

保護者の負担といたしましては、この学校給食法の第11条第2項において、今申し上げた第1項に規定する以外の経費という形になっておりまして、具体的には児童生徒が口にする食材料費のみと、現状品川区ではなっております。よって、実質的には給食費の無償化が図られているものと、現在は捉えているところでございます。

次に給食費、食材費を含めてだと思いますが、無償化をしている自治体が55自治体あるというような主張でございますけれども、まずそのほとんどの自治体というのは町村で、市レベルは4市程度と把握しております。また、その導入の目的は、少子化対策や定住促進というのが主な理由となっております。ただ近年、貧困世帯への経済的負担軽減という面も出始めているということもございます。また、給食費の減額を行った自治体の紹介もありましたが、逆に値上げをしている自治体もございます。そんな中で品川区としては、平成26年に消費税が5%から8%に値上がりをしましたけれども、給食費は平成20年度からこの間据え置いて、内部努力をしているところでございます。

次に、区ではこの経済的負担軽減という面についてということですが、生活保護世帯や就学援助世帯においては、実質実費を負担してございます。平成28年度は22.7%の児童生徒を認定しておりまして、この受給者の率については5人に1人以上というような割合になっているということがございます。

さらに区独自事業といたしまして、就学援助よりも世帯収入の高い世帯を対象に、多子家庭給食費補助制度というものを設定しており、これは3人目以上の児童生徒に対する給食費を全額補助しているもので、低所得世帯等における給食費の無償化および負担軽減はできているものと考えております。

したがいまして、現時点において児童生徒に対する給食費の無償化をすることは考えてはおりませんが、国の子育てに関する施策の動向等については、今後とも注視をしてみたいと考えております。

## ○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言願います。

## ○のだて委員

まず1点、今ご説明ありました、無償化が図られているというお話が前段のところであったと思うのですが、そこところがちょっとよくわからなかったなので、もう一度詳しくご説明いただければと思います。

## ○有馬学務課長

要約しますと、本人が口にします食材費以外は全て区のほうが負担をしているということでございます。これは他のことですけれども、学校で生活をするときに、例えば教材費、もっぱら個人に還元されるものについては、私費会計ということで各家庭に負担を置かれているところでございます。そういったことを鑑みても、給食にかかる費用は、全て公費で行われていおり、保護者の負担は給食食材費のみですので、実質的な無償化が図られていると考えているというふうに述べたものでございます。

## ○のだて委員

実質的な無償化が図られていると言いますけれども、食材費は払っているわけですよね。それはやはり無償化はできていないということだと思います。この請願はそこを無償にしてほしいという内容だと思うのです。この間、決算特別委員会でしたか、給食費について議論がありまして、その中には滞納の金額というものも年々増えてきているというお話がありました。そこで、近年滞納者の人数が何人いらっしゃるのか伺いたいと思います。あわせてそういった方は就学援助は受けていらっしゃるのかについても伺いたいと思います。

この滞納者が増えているという現状を見ますと、やはり今、経済的な不況の中で子育ての負担も重いということによる格差の広がりもありますので、そういったことを踏まえさらに経済的負担の軽減が必要になるということだと思います。そのところ改めて伺いたいと思います。

## ○有馬学務課長

完全無償化ではないということだと思います。基本的には、これは法で今定められていて、保護者の負担はそれ以外のものだけということですので、法にのっとったものだと捉えております。

次に滞納の関係ですけれども、年々増えているのではないかとということですが、これは本当に誤差の範囲だと思っております。平成26年、平成27年、平成28年の過去3年間を申しますと、99.99、99.98、99.95でございますので、これはちょっとした引越しとか何かのタイミングで、年度末に取れなかった方がこれだけいたということで、その後すぐ、もう今年も半分以上解決をしておりますし、誤差の範囲でございます。件数につきましても6件、10件、17件ということでございますので、増えてきたとかということはこの数字だけをとって判断するという事は拙速ではないかと思っています。

それから就学援助については、近年の受給率でいきますと、平成26年、平成27年、平成28年の過去3年間で見ますと、25.5%、24.4%、22.7%というふうに減少してきてございます。それでも国が7人に1人が貧困だと言っているところで、5人に1人の部分で受給認定をしておりますので、低所得者対策に対する支援は十分できているというふうに考えております。

## ○のだて委員

この滞納者の方が増えているというのは誤差の範囲だというお話でしたけれども、実際に増えてきているというところはあると思いますので、これは推移を見ていきたいと思っています。

そうすると、区の認識としては、この学校給食の完全無償化というのは必要ないということなのでしょうか。憲法第26条には義務教育の無償化だということがあります。憲法第26条には、義務教育の無償が書かれておりますけれども、やはりそこを必要だと考えているのか、その認識を伺いたいと思います。

## ○有馬学務課長

憲法第26条の第2項の一番最後のところで、義務教育はこれを無償とすると書いてあるということ

だと思います。平成22年にできた法律で制定されておりますけれども、それを受けて、先ほど冒頭に申し上げた法の体系ができているものと思っております。そのときに全ての子どもたちの給食費まで負担するという事は想定されていなかったでしょうし、今も現在の法にのっとって必要な、公費で負担すべきものは全て負担しておりますので、冒頭言ったように、事実上もう無償化が図られているというふうに述べたものでございます。

#### ○のだて委員

実際に給食費を払っている方がいるわけですから、無償化はできていないと思います。総合戦略のアンケートの中でも、やはり教育の負担が大きくて望む子どもの人数が実現できていないという回答もありました。やはりそういったところで、教育費の負担を軽減していくということが私は必要だと思います。その立場にぜひ立っていただき、他の自治体では部分的補助もやられておりますので給食費の無償化完全実施を目指して頑張っていっていただきたいと思います。品川区でも第3子以上が小中学校に在学している方については全額補助しているということですが、やはりそういったところから広げていくという考えも必要なのではないかと思っております。他の自治体では第2子から半額にしたりとか、さまざまな取り組みが行われていますけれども、そういった補助の拡大をぜひ行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○有馬学務課長

繰り返しになりますけれども、今就学援助で2割、具体的に言えば22.7%という形で認定をしております。それ以外に多子家庭世帯への3人目の補助として250名近い方への補助を行っておりますので、当面はこの形を継続していきたいと思っております。

#### ○のだて委員

区は姿勢を改めないということですが、やはり私はこの教育費の負担軽減をしていただきたいと思っております。先ほど来、法律に基づいているというお話ですが、学校給食法ですか、その法律の中では、役割分担を決めているだけであって、区がやってはいけないということではないと思っております。そこは完全無償化に向けて、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

#### ○南委員

まず、第3子の多子家庭への給食補助を250名ぐらいただとおっしゃっていたのですが、これ小学校と中学校と、それぞれ人数具体的に何人なのか、全体の児童生徒数の何%に相当するのか、その実態をちょっと教えていただきたいというのが1つです。

それからそれぞれの給食費が、事務事業概要に1食単価で出ているのですが、私も計算してこなかったのが月額だと幾らか、また年額にすると幾らになるかわかれば教えていただきたいと思っております。

それと給食というのは教育の1つなのだろうと私は思っているのですが、品川区も学校給食については、どこの自治体よりも早く食材を安全安心なもので学校給食を提供しようという視点に立ってずっと進めてこられているし、先ほどの説明では8%の消費税増税のときも据え置いているということで、できるだけ負担をかけないようにという姿勢は持っておられるということはわかるわけです。しかし、この請願については、こういう経済状況のもとで軽減をしてほしいという、そういう思いの中で無償化という内容なので、その点について親の負担がどのくらいかということもちょっと見たいと思っておりますので、あらかじめ計算してこなかったのが悪かったのですが、給食費の数字を教えていただきたいというのが2つ目です。

3つ目は、この給食が教育であるという位置づけがどういうふうになっているのか、区の認識もあわ

せて伺いたいと思います。

### ○有馬学務課長

まず、この多子家庭の人数でございますけれども、平成28年度の数字で申し上げます。平成28年度は、これ3子目ということなので、当然小学校が割合多くなってございますけれども、224名、中学校は2名でございます。今年度はもう既に240名を超えているということで、先ほど250名と申し上げました。

これを全体の何%かということですが、そもそも子どもが3人いる世帯というところしか対象になっておりません。対象としては大体430世帯ぐらいですので、そのうちの過半数、53%ぐらいが対象になっているということを1つ、それから全児童から見ますと1.2%程度の方という形になります。

それから年額幾らかということですが、給食費は小学校の低学年が240円、中学年が260円、高学年が280円、それから中学校が320円となっております。月額ですが、中学校でいきますと、320円掛ける、大体年間190回ぐらい食します。これを学校がない8月を除いた単純に11ぐらいで割りますと、月に直せば大体5,500円ぐらいかなというふうな形です。実際には10カ月ぐらいで割って徴収はしたりしますが、感覚としてはそういう感じになるということでございます。小学校の低学年でいえば300円を切っていますので、月5,000円は切っているという計算になります。

それから給食指導は教育であるということですが、近年食育ということも言われておりますので、給食を食べながら食についても学ぶということもありますし、そこでみんなと会話をするという、いろいろな面もございます。食も1つの教育にはなっているというふうには捉えているところでございます。

### ○南委員

食も教育だということですね。わざわざ学校給食法という法律もつくって実施しているわけですから、それは紛れもない教育だと思います。それで、多子世帯の補助を出しているとおっしゃっているわけですが、それを否定することではなくて、しかもこの対象を増やす方向にあったのではないかと思います。ちょっとその辺確認したいのですが、全体の児童生徒、小学生でいえば1.2%です。就学援助等々の子どもも含めて、5人に1人に対して公費を支出しているということなので、やはり今の経済状況の中でまた、いい悪いはあっても、食事に対するきちんとした位置づけがされていない家庭の中にはあるし、そういう中で給食が子どもの成長発達にとって本当に重要な役割を占めているのだという、そういう認識が最近ずっと広がってきています。家庭の中で忙しさにまけてきちんとした食事が提供できないとか、提供できる日もあるけれども、提供できない日もあるとか、千差万別ですが、しかし昔のように家族で食卓を囲んで食事をするとか、きちんと調理をしたものを子どもに提供するとか、そういう状況がなかなか少なくなっている中で、いい悪いはありますけれども、学校給食が子どもの成長発達にとって大きな比重を占めているということは、これは否めない事実になってきています。ですから、そういう点で給食を、品川区の場合は児童生徒全ての子どもがきちんと食べられているという状況にあるので、それはそれとしてしっかりと支援していきたいと思っているのですが、だからこそ経済的な負担があってという点で、そういう状況をなくすためにと思っているのですが、中学生で月額5,500円ですから、10カ月掛けたとして5万5,000円という感じですね。それだけの負担が各家庭に、特に中学生は食べる量も多いので、それだけの食材

がかかるのは当然だと思うのですが、しかしこういう負担というのは、本当に率直に言って重たいかなど、決して軽い金額ではないです。

教育費の負担というのはこの給食費だけではなくて、部活の費用だとか、それからあといろいろな参考書だとか、塾だとか、そういうものも全部もろもろですから、小学校1年生でも1カ月1万円ぐらいは平均してかかるというふうに言われている中で、中学生はもっとかかるわけです。そういう点で子どもに、今きちんとした健康な体づくりをするという重要性があるときに、給食はすごく位置づけが大きいという点で、やはり安心して食べていただき、健やかに育てていただいて、落ち着いた生活を提供することでいじめのない、勉強にしっかり取り組める、人間関係がストレスのない、そういう学校環境が作れる大きな条件だと私は思うのです。その点について、先ほど給食が教育の一環ではないかというふうな認識を伺いましたが、改めて今日の給食の果たす役割について認識を伺いたいのと、5万5,000円という金額が中学生の世帯にとってどういう比重を占めているかという認識、1人しかいなければ5万5,000円も重たいけれども頑張るが、2人とか、多人数になってくるとなかなかかなと思いますので、その点について区の認識を伺います。

#### ○大関教育総合支援センター長

給食指導につきましては、指導の一環として学校では取り組んでおります。例えば給食の際の食事のマナーですとか、あるいは盛りつけをよそうなど、これは低学年の際には非常に分量という具体物を扱う絶好の教材となります。ですので、材料費は、それは他の学習と同じように教材費として自己負担になるのが大原則というふうに捉えますが、給食指導の指導部分につきましては、先ほど申しあげましたマナーであったり、さまざまな内容において、例えば材料が外国産の材料を使う場合もございます。そういった場合には国際的な内容について給食便りで紹介をしたり、あるいはお昼の放送のときに、今日の料理は国際料理でこういう料理ですよというようなアナウンスをしたりなど、さまざまな形で指導として扱う場面が多々ございます。

#### ○有馬学務課長

学校給食の目標の1つに適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることというものが一番最初に書いてございます。そういった意味では、子どもたちの成長に果たす給食の役割は高いものと思っています。そのため、栄養士も限られた費用の中でできる限りの献立をつくって、子どもたちに提供していくということに取り組んでいます。それと、では経費を誰が負担するかということはまた別の問題でありまして、きちんとした栄養を提供するといったことはそのとおりだというふうに考えておりますが、経費は経費で分けて考えていきたいと考えております。

#### ○南委員

負担感についてお願いします。

#### ○つる委員長

今のご答弁がそういう趣旨を含む答弁でした。質問は、経済的負担感についての認識ということなのですが、今のご答弁はその質問の趣旨も含んだご答弁ということですのでよろしいですか。

#### ○有馬学務課長

栄養的にも子どもたちにとって必要ではないかというようなところに対する回答でございます。

#### ○南委員

成長に欠かせないものという認識は当然持つておられることなので、それはそれなのですが、だからといって費用の負担は別問題だと、こういう考え方なのですが、私はやはり、食べるものを自分

で負担するのは当たり前だというふうな考え方でずっと来ましたけれども、やはりここに来てそういう考え方は違うのではないかという、全ての子どもの教育費の無償化ということ、総理もことさら最近では言って、強調しておられますが、それがどこまでの範囲かというのは非常に今焦点になっているところ。当初は全て無償化だと言って、どんどん範囲を狭めていくというように、全く無責任だなど思っているのですけれども、私は大事な体を育てる、そういうことで提供している食材、給食費、給食、それは教育の一環というふうなことでありますので、やはり別問題ではなくて費用負担も、これはしっかりと見ていく必要があるのではないかなと思っています。

それで、とりわけ今日的な問題として先ほどもさまざま指摘しましたけれども、朝食をとっていない子どもがいるとか、成長期に十分な栄養が確保できない子どもとか、そういう家庭環境に置かれている子どもにとっては、給食がセーフティネットなのです。だから夏休みが終わって2学期が始まって来た子どもの何人かは、もうげっそりやせているなどということはよく現場の先生方がおっしゃるではないですか。品川でもそういう子どもたちが、残念ながらいるのです。それは夏休みのことなのですから、やはり給食というのは本当に大事な、子どもにとって大事なものになっているところを考えたときに、やはりきちんとした位置づけをして無償にするということが重要だということで、地域への定住化だとか何とかのためやっているんだという説明も先ほどあったけれども、そういう側面もあると思うが、やはり自治体としてしっかり子どもを地域の財産として育てるのだという、そういう意識が働いて財政措置をしているところが増えてきているのではないかなと思っています。だからやはりそういう点で、ぜひ教育の充実という点で、少なくとも第3子目はやっているということなので、それを拡大して、第3子の範囲をもっと広げるとか、先ほどのだて委員が質問されたように第2子まで広げるとか、順々でいいですから、無償化に向けてやはり施策として位置づけてやっていくべきだと思っておりますけれども、最後にその点を伺って終わりにしたいと思います。

#### ○有馬学務課長

負担軽減の部分につきましては、繰り返しになりますけれども、就学援助の多子家庭で、一定程度の割合の経済的負担の軽減、低所得者に対する負担軽減は図られているというふうにご考えております。冒頭の説明でちょっと触れましたけれども、これを区が全部負担をするとなると相当な経費で、年間で10億円ぐらいかかります。これをどういうふうに扱っていくか、国の動向を注視するというふうにご冒頭言いましたけれども、子どもの施策全般ということであれば、そういったところも見ていかなければならないことだと思っております。

#### ○この委員

さまざま質疑も聞かせていただいた中で、やはり給食の必要性というのは、皆さん同じように、子どもの成長にとって欠かせない栄養バランスのとれた給食が学校で提供されているということは非常に大事であるというのは、皆さん共通認識だと思います。この給食で毎回提供されている栄養バランスのいい食事は、いわゆる家庭、我が家も振り返ってみても、なかなかできない。だからこそ、1日のうちの1食でもこうした栄養バランスのとれた給食をとることで、これはやはり食のセーフティネットと言っている専門家の方の声もあります。私もそのように思います。

そこで区としては、さまざま先ほども仕組みなどもご説明いただきましたし、また生活保護世帯や就学援助世帯に対しての区の施策も伺いましたし、また多子家庭に関しての施策も伺いました。ああ、こういうふうにしてくださっているのだなというところでもありますけれども、先ほどやはり子どもの貧困という、こうした問題もある中で、今後国の動向も注視しますというご答弁がありました。国の動向



というのはどのように今認識をされているのか、まずそこを1点、具体的なものが国として動きがあれば、その認識を伺いたいと思います。まず1点お願いします。

#### ○有馬学務課長

近年子どもに対する施策の充実というようなことが言われているのが1点と、それからこの給食費の無償化が少し増え続けたというようなことがありまして、これ初めてですけれども、今年の9月に文部科学省のほうから、学校給食無償化等の調査ということが初めて実施されました。この調査を見ますと、まだ現状把握、どのような感じですかというようなことで、まずきっかけづくりだというふうに捉えておりまして、これをもってすぐ国が動くというふうには考えておりませんが、そういう視点を文部科学省のほうでは持ったのだということを捉えておりまして、今後これがどういうふうに進むかということは注視をしていかなければいけないことだと思っているところでございます。

#### ○こんの委員

ありがとうございます。今課長が認識をされている、区としても国の動向を注視する、その国が実態調査に向けて動き出したと。この無償化をしている自治体がどういう仕組みで、どういうふうに枠組みを持ってしているのかの実態調査を、課題も含めて調査をしているというのは、私も認識をしております。

そこで少し紹介なのですが、こういった無償化についての動きというのは、実は2017年の5月に我が党でも、実は学校の小中学校、全小中学校における完全給食の実施ということと、それから地方自治体における学校給食の無償化の支援をしているところへ支援をしていくようにというふうに政府に提言、提案もさせていただいているところです。その流れから、今回実態調査に至ったという国の動きは非常に注視すべきところであると思っております。ですから、区としてのこうした施策もやりながら、今後どうしていくかというところでは、やはりこの国の動きは大変注視をしながら進めていくことが大事であると私も思っております。ですから、これがどのようなメリットがあるのか、いわゆる無償化についてどのようなメリットがあるのかというと、やはり家庭の経済の負担の軽減をすることが1つと、それから給食費の徴収業務です。先生たちの徴収業務にかかわる負担の軽減につながるということも、この実態調査の中でも見えてくるものではないかと思っております。

私たちとしても、このことは学校の先生やご家庭双方にとってもまた、お子さんにとって非常にいい流れであると思いますので、ぜひ今後も、区としては国のこの動向を注視しながら、この無償化に向けて進めていくということが大事であると思いますが、いかがでしょうか。

#### ○有馬学務課長

今回はまだ本当のさわり程度というような中身の調査だというふうには捉えております。やはりこの中で大きな問題は、最後には財源をどうするかというようなところも触れておりますので、そういったところが大きな課題になってくるのだらうと思っております。

もう一つは、まず中学校のほうで、いわゆる牛乳だけなどというのではなくて、基本的な1食を提供しているのは、まだ全国で9割には届いていないということもわかっていますので、まずそういったところも上げていこうというようなこともございます。ですから、無償化だけをとしていることではないと思いますけれども、無償化も視野に入ったいろいろな国の動きだと捉えておりますので、そこは注視を今後もしていきたいと思っております。

#### ○こんの委員

ぜひ注視しながら進めていただきたいと思います。ですから、この区としての今すぐ無償化と

いうのはなかなか難しいというふうに理解をしておりますので、どうか先ほどの無償化をした自治体の理由を聞くと少子化、定住化、貧困とありますけれども、少子化は、ありがたいことに品川区は少子化というのはなかなか該当しないぐらいに、引っ越してこられるお子さんがたくさんおりますし、定住化を図るために区としても施策もいろいろとしているというところでは、なかなかすぐというわけにはいかないとも理解をしております。ですから国の動向をしっかり注視して進めていただきたいと、最後要望で終わります。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、平成29年請願第17号、区立小中学校給食費の無償化を求める請願について、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかを自民党・子ども未来からご発言願います。

#### ○渡部委員

私たちとしては今日結論を出して、不採択にします。

もう冒頭よりお話もありましたとおり、私たち党派としましても、言いましょうか。実費負担の原則はもうずっと、先ほど来課長のほうからご説明もいただきましたし、もうそれはそのとおりでございますので、今回特別何か議論するということなく、もう単純にこれは不採択ということでございます。

#### ○こんの委員

今日結論を出すでお願いします。

先ほど質疑の中でも意見を少し述べましたので、今すぐは難しい施策と考えますので、不採択でお願いします。

#### ○南委員

結論は今日出すことでいいと思います。態度は採択です。

その理由は先ほどの質疑のところでも言ったのですけれども、無償化をすればしたら経費として10億円かかるということなのですが、一気にそうはいかないまでも、徐々に拡大してほしい。品川区は全国に先駆けていろいろな事業を展開していますので、そういう立場に立って、この給食の問題もぜひ23区の中で一番最初に取り組む自治体なのだという状況をここでも実現できるようにしていただきたいと、そのように思いますので、その点もあわせて主張をさせていただきたいと思います。賛成します。

#### ○松永委員

本日結論を出す、それで私たちの党派では不採択をさせていただきます。

先ほどの説明がありましたように、給食費に関しては材料費のみの負担になっており、やはりその材料費に関しましては実費負担が妥当ではないかと、私たちの党派はそのように考えております。また、その他の設備、人件費、光熱費などに関して、また消費税が5%から8%になったときに関しても、料金を据え置いている。そして子どもが3人以上いる多子家庭に関しても3人目は無料ということで、対策は行われていると考えております。今、先ほどもお話がありましたように、国でもそうした実態調査を行っているということでございましたので、すぐになかなか無償化するのはなかなか難しいのではな

いかというふうに考えておりました、今回のこの請願に関しては不採択という形にさせていただきたいと思えます。

#### ○高橋（し）委員

結論を出すということで、不採択ということですが、

もう議論が随分あったのですが、食材費のみ徴収していて、それ以外のさまざまなところは区が負担している分、実質的な無償化であると、無償化に近い状況であるということと、あと生活保護や就学援助でフォローしているという部分と多子家庭の方々にもフォローが行われているという観点から、先ほど貧困のお話ありましたけれども、今後そういった議論が進んでいくのだと思いますが、現時点でこの体制で進めるてよいというふうに私は考えます。

#### ○つる委員長

それでは、本件については結論を出すでご意見がまとまったようですので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○つる委員長

それでは、本件については結論を出すに決定いたしました。

それでは、平成29年請願第17号、区立小中学校給食費の無償化を求める請願について採決をいたします。

本件は、挙手により採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

#### ○つる委員長

賛成少数につき、平成29年請願第17号は不採択と決定いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時01分休憩

○午後1時10分再開

#### ○つる委員長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

---

(4) 平成29年陳情第11号 園児の安全性に懸念のある「(仮称)キッズガーデン小山」(小山7丁目)の建築等を是正するよう求める陳情

#### ○つる委員長

次に、(4)平成29年陳情第11号 園児の安全性に懸念のある「(仮称)キッズガーデン小山」(小山7丁目)の建築等を是正するよう求める陳情を議題に供します。

本件は初めて取り上げますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

#### ○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者の説明を求めます。

### ○大澤待機児童対策担当課長

私から本陳情についてご説明いたします。

まず、陳情項目1のキッズガーデン小山における園児の安全対策でございますが、当該建物の配置につきましては、建物および駐輪場の位置をセットバックした上で、道路側に植栽を設けることで安全を確保できるよう変更しております。

次に、2のキッズ・スマイル・プロジェクトへ指導を行うことでございますが、当該事業者に限らず、区は全ての保育事業者に対し、必要な指導または要請を行っております。当該事業者に対しましては、近隣の方からのご要望をお受けいたしまして、9月26日以降先週までの約2カ月間に、27回にわたる申し入れを行っております。なお、法令に定めのない事案につきましては、区の指導に強制力はございませんので、事業者の任意に基づく協力となります。したがって、区が指導を行っても、その全てに事業者が従うということではありません。

### ○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言願います。

### ○南委員

まず今の説明のところなのですが、9月26日から2カ月間、27回申し入れを行っているというのは、これは品川区が事業者に対する申し入れ回数のことであり、それに対して事業者がどういうふうに答えているのか、まずそこを伺いたいと思います。

それともう一つは、キッズガーデン小山が認可を受けるまでのプロセスの中で、何をクリアしなければならないのか、その内容はどんなものなのか、そのことについて教えていただきたいと思います。つまり、書類とか、必要な手続が何かということです。

### ○大澤待機児童対策担当課長

説明いたしました27回というのは、区から事業者に対しての申し入れの回数でございます。一つ一つに関しましては、今細かいものを全て申し上げることはできませんが、例えばこの陳情にも記載がありますように、セットバックについてきちんと社内で検討するようというのを申し入れて答えをいただいたりしてございます。

認可の条件でございますけれども、今後は保育士の名簿をいただいたりですとか、あとは建築が終わった後に検査をしたり、それを全部クリアした上で3月に認可となる予定でございます。

### ○南委員

品川区が認可するわけではなくて東京都が認可するので、それに当たって品川区が東京都に必要な書類を提出していると思うのです。事業者が直接提出するものもあるのかもしれないけれども、ちょっとそのあたりのプロセスについて伺ったつもりなのですが、

### ○大澤待機児童対策担当課長

認可の申請は一度区のほうで全て書類をいただきまして、区から東京都に申請をします。その後、児童福祉審議会が開かれて、そこで認可をされるかどうか話し合われて、その結果認可という流れになります。

### ○南委員

だからその区がなされる作業の中で、どのような書類が含まれているのか、それは全てクリアされて提出しているという理解でいいのか。その中に住民への説明会が義務として入っているのか、それとも

やったほうがいいのかというようなあいまいな形なのかどうなのか、ちょっとそのあたりのことも含めて、どんな手続がどのように行われてきたのか、どこまで通ったのか。また、手続きが完璧に行われて提出、認可の申請になっていったのかというあたりのことを確認したいと思って聞いたのですけれども。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

認可の申請書類自体は、まだいただけていません。12月の上旬を目途にいただくことになっているかと思いますが、申し訳ございません。今ちょっと細かい日程までは把握しておりません。ただ、認可の申請の中に説明会の有無という項目はなかったと思います。

#### ○南委員

ちょっと聞き方がまずかったのかもしれませんが、東京都に出す申請書類で、計画承認というものがあるのではないかなと思っているのですが、そのことについて伺いたかったので訂正いたします。計画承認の申請手続がどういうふうに行われたのか、また、いつ提出されて、いつ計画承認がされたのか、それに伴って、先ほど申した近隣の方々への説明がどの程度行われているのか、そのあたりについてです。何か事業者と住民との関係の中でずっとこんがらがっているような気がするのです。だからそのあたりのところをちょっと知りたいなと思って聞いているのですけれども。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

申し訳ございません。計画申請がいつかというのは、今正しい日程を記載してある資料を持ってきていないのですが、5月頃だったかと思います。事業者のほうは2月から戸別訪問を行っています。4月までで、3回だったと思うのですけれども、行っていたかと思います。近隣への説明をしたかどうかというのは計画申請の際のチェック項目に入っていて、戸別訪問を実際に行っていましたので、そこはクリアしております。

#### ○南委員

クリアしているというお話なのですけれども、結果的にクリアされていないので、第3回定例会に陳情が出され、また今回のこのような陳情の形で出されていると思うのです。そのあたりの認識を、今回また陳情者が同じ方から提出されているという、そういう状況について区はどのようなふうに認識しているのか、それが1つと、あと今申し上げたように、やはり説明がきちんとされていなかったということに尽きていくのではないかなと思っているのですけれども、そのあたりはどうだったのかについての区の認識を伺いたいと思います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

戸別訪問はしていたけれども、説明会を行っていなかったということで、それは9月の文教委員会でも説明させていただいているのですが、区のほうから事業者に説明会を行ってくださいということで申し入れをして、9月までの間に5回行ったものです。

#### ○つる委員長

認識についてというところはいかがですか。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

事業者はこの間も、10月、11月と運営を考える会という形で検討を続けておりますので、一定きちんと対応はしていると区のほうでは考えております。

#### ○南委員

区はきちんと対応しているというふうに考えているということなのですけれども、結果的にきちんとした対応がされていないから、こういうふうに今回の陳情として形となってあらわれているのではない

かなと思うのです。私はやはり保育園というのは、ご近所の方々の理解やご協力がないとうまく回転していかない、そういう事業、サービスだと思うのです。区も当然そういうふうに思っておられると思うのですが、その第1番目の説明が戸別訪問です。お話を伺うと、戸別訪問されたのだけれども、7月ぐらいのときに工事を始めますよという4日ほど前になって初めておいでになってびっくりして、一体工事というのは何の工事なのですかということで、改めて説明会開催を求めて、7月と8月か、前回の9月の委員会ときにもそういうご説明あったのですが、そういう説明会になっていったということで、また9月ときには、今課長おっしゃったように運営を考える会とか、あの当時は検討会というふうな表現をしておられたけれども、検討会という形でやりますということだったので、議会としてはどうか、よかったよかったというふうになったと思ったのです。結果的にはおさまっていなかったということだと思うのです。したがって、その説明がきちんと理解されているものになっていなかった、どこにどんなそごがあるかということをお伺いしているのかを伺いたいのですけれども。

だからまず1つは、私はもうしっかり最初の段階で説明会をきちんとする、その時点で理解が得られるようにしていかないと、やはりこういうふうに来年の4月の開設も危うい状況になってしまうかもしれない、そうなる一番困るのは子どもや保護者ですから、そういうことをさせないためにも、やはり説明会をきちんと義務づけるぐらいの立場で、区はしっかり臨んでいただきたいと思っています。

もう一つ言ってしまうと、9月ときは品川ルールのようなものを考えていきたいのだという答弁がありました。まだ具体的には詰めていないけれども、説明の範囲をどの程度までするかとか、そういうことも含めた品川ルールをつくっていききたいというお話だったと思うのですが、それはやはりこういうそごが出てきているという認識から、区のほうとして必要性に迫られたのだらうと思うのです。だから説明会の必要性、その中身、どこまでどういうふうに詰めればいいのかというところの指導をきちんとしていけないといけないのではないかなと思っています。そのあたりについてどう思っているのかも含めて伺いたいと思います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

最初の戸別訪問の範囲につきましては、結果として足りなかったということになっているのだと思っています。そういう認識がありましたので、区のほうからも改めて説明会をやってくださいと申し入れをし、やっていただいているということです。それを踏まえまして、説明会については前回お話ししたとおり、一定のルールがあったほうがわかりやすいのではないかなというような検討は、区の中でもしています。ただ、やはり個別案件によって全く事情が違いますので、一概にルールを課すということもどうかということもありまして、今その辺はいろいろなケースを考えながら検討しているところです。

#### ○南委員

個別案件でいろいろ違うというのはわかります。だけれども、やはり何よりも大事にしなければいけないのは、住民理解をいただいて、どこの地域で開設するにしても、理解というのは大前提です。理解していただいたということを前提にして事業計画を進め、区のほうも支援をしていくわけですけれども、たまたま今回のキッズガーデン小山では理解を得るのが不十分であり不足をしていたと区としても、結果的に不足していたのだというふうな、今お話になったように、不足をしていたがため、この時期に来て、来年の4月に間に合わせるために開設を急ぐ方がいいのかどうか。あるいはもう少し詰めた話をきちんとしていく必要があるのかどうか。そのあたりはきちんとした事業者と区の双方の話し合い、その中で導き出していくしかないと思っています。だけれども、どの地域においても、一番最初の取っか

かりを大事にするということが一番重要だと私は思っているのですが、改めてこういうようなことが、再び繰り返させないための区の認識、見解というものをひとつ聞きたいと思います。

それから再確認なのですが、近隣住民の理解を得るということは、保育事業にとっては欠かせない条件だと、同じようなことなのですが、ちょっと角度を変えて聞くのですが、欠かせない条件だと思っているのですが、その点についての区の認識はどうかお伺いします。

それして、今回のキッズ・スマイル・プロジェクトというキッズガーデン小山を開設しようとしている事業者は保育園設置について住民の理解を得る努力をしているというふうに区は評価しているのか、していないのか、その辺についても伺います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

保育園開設するときには周りの方の理解が必要だということは、区は十分認識しております。例えば事業者から町会長へご連絡してくださいという指導は必ずどの事業者にももちろんやっております。

事業者に関しましては、いろいろの間、最初の取っかかりでうまくいかなかったということもありますけれども、その後5回の説明会、また10月、11月で運営を考える会を3回、その後12月以降において、開園後も、引き続き地域の方とは検討会を持つということを約束しておりますので、地域に理解していただきたいという姿勢は、あると思っております。

#### ○南委員

理解を得ることは欠かせない条件だということは当然だと思うのですが、そういう認識を区は表明した。そしてこの事業者についても、住民の理解を得る努力をしていると思っているということですよ。でも、実際問題こういう陳情の形で議会から品川区に2点ですか、要請をしてほしいという内容で出されているわけです。1つは建物の位置を変更してもらいたいということ。前面道路に出る必要があることため子どもたちの安全性を確保するという視点から、セットバックをしてもらいたいということと、それを議会側から区に要請し、事業者に指導するようにしてほしいのだというご要請と、2つ目は事業者の指導に対して住民に配慮した公平な指導を行ってほしいというふうに言ってほしいという2点だと思うのです。この2点が今改めて出てきているというところでは、区としては事業者が努力をしていると思っているのだということなのですが、やはりその努力も、ある意味不十分なところがあるのではないかなと思わざるを得ないのです。やりとりを聞いていたりすると、改めてこういうふうに陳状が出てきているというところを見るとそう思うので、区のほうで、どういうふうに言っているかわからないけれども、改めてはっきりと言っていく必要があるのではないかなと思っております。

同時に、事業者はこの地域の皆さんのご意見などを伺ってみると、法令に反していないということをおっしゃって、そして自分たちの計画は間違っていないのだというふうにおっしゃると。確かに法令に反していれば、こういう計画が認可されるはずもないし、進めていけるはずもないので、法令に反しないのは当たり前の、大前提の話だと思うのですが、そういうことを盾にして誠実に向き合おうとしないのであればそれはある意味、事業者としての問題があると言わざるを得ないのではないかなと思っております。つまり、法令に反していないというふうにおっしゃるといことは、住民の意見は聞きたくないという気持ちがあつての発言ではないかと受けとめられても仕方がないと私は思うのです。こういう発言について区は承知をしておられるのか、事業者が住民に対してそういう発言をしたことについてはどういうふうに考えているのか、そのあたりも伺いたしたいと思います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

1点目の安全確保のためのセットバックは、既に変更しております。

法令に反していないという言葉が事業者からどういう流れの中で出てきたのか、ちょっとわかりませんので、今私としては何のコメントもできません。ただ運営を考える会の中で、例えば窓を曇りガラスにしてほしいとか、防犯カメラをつけてほしいとか、いろいろな意見や要望が出ておまして、それには一つ一つ事業者のほうで答えております。セットバックについても、特に建築法上そのままで全く法令には反していないのですけれども、安全面を指摘されましたので、事業者のほうでセットバックしておまして、そういう意味では法令に反していないから何も事業者としてやらないとか、そういう姿勢では決してないはずで。

#### ○南委員

法令に反していないのはもう当然のことです。セットバックも法令に反していないけれども、安全性を考えてのことだということころは、その点は私もそういうふうには理解できるところです。要するに説明会なり、検討会なり、そういう場面での対応が、やはり住民の方々の感情に反する、そういう言動が少なからずあったのではないかなと思うわけです。区としては、その辺は聞いていないので知らないということであれば、それはそれとしてですけれども、でもそういう態度はやはり戒めていかなければいけないと思いますので、改めてそういう点での指導はしていただきたいと思います。

それと先ほどもちょっと言ったのですけれども、9月の当委員会で、先ほどもちょっと指摘したのですけれども、検討会を持つこと、事業者は検討会の中で妥協点を見出していきたいと言っていること、区も責任を持って確認していきたいと言っていた、このような経過があったわけです。そして先ほども言ったのですが、区は説明のルール化をし、事業者に提示したいと表明していました。こういう態度を区は示したので、私たち議会としては、この認可の取り消しを求める陳情について、この文教委員会では、全会一致で不採択という態度をとったわけです。それはこの間の経過であり、事実であるわけです。

また今回陳情がなされたのですけれども、先ほど示した3つの点、検討会云々とか、その3つの点についての進捗状況というのは、改めてどういうふうに進んでいるのか、ルール化については先ほどちょっと触れていましたけれども、再確認をしたいと思いますので教えてください。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

事業者の態度については、具体的にどういうことを言っているのかよくわからないのですけれども、例えば住民の方から何かご要望があったときに、そのレスポンスがちょっと遅いなというのは感じるので、それはもう何かあったらすぐにお返事をするようにということを区として申し入れをしています。ただ、民間の事業者の社員の態度について区が指導するというのは、そもそも本来業務なのかどうかということころは、ちょっと私としては疑問には思います。

あと妥協点を見出すというのは、先ほども申し上げたように、運営を考える会の中で名前を変えてほしいとか、細かいことについていろいろ出ておりますので、それは事業者のほうも妥協点を見出して話し合いを進めて、そのお答えについては住民の方にお返ししている形です。

進捗状況というのは、先ほども申しあげましたように、今後も話し合いを続けていくということで、11月の話し合いが明日あるはずで。そして12月、1月、2月、3月と開園後にもやるということで報告を受けております。

#### ○南委員

私は今の課長のご答弁で、民間の方の態度を指導するのは区としての仕事なのかという、そういうくだりのところなのですけれども、区にかわって民間事業者が保育事業に参入をされて、区にかわって認可保育園をつくって、先ほどの話では補完的な役割だというふうに言っていました。他の場面で同じよ



うな状況のことで。そういう区の補完をしていただくという事業ですから、先ほども述べましたが区民の信頼、ご近所のご理解、ご協力、そういうことがなしには進まないのが保育事業だと思うのです。そういう子どもを育てるといふ大事な仕事を、区のかわりになってやっていただく、そういう事業者が近隣住民の方々から態度が悪いということで不評を買うような事業者であってほしくないと思うわけです。区も当然同じように思っておられると思うのです。したがって、区の指導としてどうかというような答弁は、違うのではないかと私は思います。しかも事業に対して、区がやる事業に対してきちんと説明をして理解をしていただくというのは、どの場面においても、どんな分野においても、大前提の話で、一番大事な部分だと思うのです。そういうところをスーッとスピードアップして通り過ぎてしまうという姿勢は、やはりこれは変えていただかなければいけないのではないかと思いますので、事業者に対する態度も変えるように、振り返って改めるべきところは改めていただく、区も区の責任においてきちんとした説明を区民にして、事業の理解をいただく、これは保育行政に限らず言っているつもりなのですが、いろいろな分野においてもきちんと説明をし、理解をしていただくというスタンスが本当に大事なところだと思いますので、そこは強調しておきたいと思います。改めてその説明を求めるという点について、最後に答弁いただいて終わりにしたいと思います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

事業者の説明に足りない部分があったので説明会等を開催するように申し入れたところです。また、例えば返事が遅くて、それが住民の方の不信感につながるということは私どもも聞いておりますので、そういうことに関しましては社長を呼んで、私のほうから嚴重に注意を申し上げているところです。

#### ○つる委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○つる委員長

よろしいですか。ほかにご発言がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、平成29年陳情第11号、園児の安全性に懸念のある「(仮称)キッズガーデン小山」(小山7丁目)の建築等を是正するよう求める陳情について、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらか自民党・子ども未来からご発言願います。

#### ○渡部委員

継続にして、今回も不採択でいいと思います。

#### ○つる委員長

継続ですか。その確認です。

#### ○渡部委員

失礼いたしました。結論を出します。

いわゆる保育の問題ではないことですので、建築紛争ではそれぞれの議員や行政の方もいろいろ携わってきたことは大いにあるのかなと思います。すごく難しい問題です。ただ、当然その行政としてやらなければならないことを、では品川区がやっていなかったのかということ、今のご説明でもわかるとおりにやり切っているわけです。その業者等に対する指導、これ説明責任が当然品川区側にあるにせよ、今の皆さんの質問の中からも、どれだけ行政がやってきたかというのは手にとるように聞こえてまいります。その辺が何か疎かになっていてということであれば、それ相応に考えていかなければならない部分があるのかもしれないですけれども、それがしっかりと継続をされていて、今の説明からでも私たちに

見えてくる。

道路の問題等におきましても、当然立地の関係などがあって、全てがクリアされるはずではないにせよ、ある程度妥協点を見出しているというところで、今回セットバックももうなされているというような話がありましたので、業者もそれなりにやっていたかというかなという思いはあります。この間キッズ・スマイル・プロジェクトは、品川区ですでに何か所かやっておりますが、特段何か問題等も起こしているわけではないですから、それ相応に業者もやっているのではというふうに推察もされますし、今回、品川区もやっています。なので、ちょっとこれ以上のことはどうなのだろうということになりますので、不採択とさせていただきます。

### ○こんの委員

結論を出すでお願いします。

これは区の認可を得てしていく事業者という説明もありましたが、それでもやはり品川区の待機児童対策の一翼を担っていただくという観点から、区もこれまで中に入ってきてちゃんとやったださっている説明が理解できました。9月から数えて27回申し入れをしているお話だとか、それから事業者への指導、伝えるというところで、社長をお呼びになってお話をしているというご説明がありまして、そこまでされているのだなというところです。また、そこまでしていただいているのですが、やはり住民の方からまだまだご意見があることについてはしっかり受けとめていきたいという区の姿勢も、私は理解いたしました。

一方で、業者のレスポンスの話がありましたけれども、やはりそうしたところの手当ても、区としてくださっているということもご説明がありましたので、引き続き住民の方からのご要望があるかと思しますので、そここのところは寄り添っていただきながら、業者がきちんと住民の方にご理解をいただけるよう中に入る区の役割というものをさらにお願いをしたいと要望して、区の今の現状、やったださっていることを理解いたしましたことから、この陳情に対しては、申し訳ございませんが、不採択とさせていただきます。

### ○南委員

本日、結論を出していきたいと思っています。態度としては趣旨採択を主張したいと思います。

品川区の姿勢として随分頑張って事業者を指導してきているということは、それはそれとして私も受けとめているところです。しかし一番最初の住民の方へのご理解、ご協力をいただくというところをやはり軽視してしまった感があるのではないかなと思うのです。それを軽く扱ってしまったために、今日のようなこういう状況になって、招いてしまっているのではないかと思うので、これは二度と再びそういうことを繰り返させないためにも、教訓にするべきだと思っています。

それで、来年の4月に開園していただくということは、これは待機児童をゼロにするという点からも、私どももぜひ開設していただきたいとは思っているのですが、オープンした後もまだ近隣と事業者との関係でもしそういう状況が残っていたとしたならば、一番不幸な思いをするのは子どもであり、預けて安心して働きたいというお父さんやお母さんたちであり、そこにしわ寄せを行かせないためにも、やはりきちんと円満解決した上で事業をスタートできるようにするべきだと思うのです。したがって品川区は、大変ですけれどもきちんと事業者に対して引き続き指導をしていただくこと、近隣の住民の皆さんにも区の姿勢をきちんと示して理解していただくということなしにはあり得ないと思いますので、一層努力をしていただきたいという意見も申し上げたいと思います。そういうことで、住民の方々のご趣旨を受けとめていきたいと思っておりますので、趣旨採択です。

## ○松永委員

本日結論を出す、それで不採択でお願いいたします。

先ほどの説明にもありましたように、事業者に対して27回の申し出をされたということを伺っております。そうした中でセットバック、そして植樹をして遮蔽するということなどの取り組みについてもお話がありました。しかしそうした中で、住民との理解がまだ得られていない部分があるのかもしれませんが、また今後住民の理解を得るために説明会を行っていかれるとお伺いしましたので、今回のこの陳情に関しましては不採択でお願いしたいと思います。

## ○高橋（し）委員

今日結論を出すということで、不採択ということでお願いしたいと思います。

陳情要旨というところで、1番のほうは先ほどセットバック等の対応を事業者のほうで行ったということですので、こちらはいいとして、2番のほうの品川区の答弁の事実確認云々ということですが、理由のところ非常に近隣住民は疑問を抱いている、あるいはこれまでの答弁の内容とはほど遠いというふうに書いてあったのですが、これまでのご説明の中で、事業者に他の事業者と同様な指導をされてきたと。レスポンスの問題等ありましたけれども、対応としてはされていたというところがありますので、この趣旨には沿い難いということです。ただ、こういったボタンのかけ違いといいますか、さまざまなことが起きるので、今後も運営を考える会ですか、それで対応していくということですので、ぜひ区としては継続したバックアップをして、近隣住民の方の理解を得ていただくよう支援していただきたいと思います。

## ○つる委員長

それでは、本件については結論を出すでご意見がまとまっておりますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○つる委員長

それでは、本件については結論を出すに決定いたしました。

それでは、平成29年陳情第11号、園児の安全性に懸念のある「(仮称)キッズガーデン小山」の建築等を是正するよう求める陳情について採決をいたします。

本件は、挙手により採決いたします。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

## ○つる委員長

賛成少数につき、平成29年陳情第11号は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

---

## 2 所管事務調査

多様な保育ニーズへの対応と保育の質の確保について

## ○つる委員長

次に、予定表2、所管事務調査を議題に供します。

本日は所管事務調査項目のうち、多様な保育ニーズへの対応と保育の質の確保についてを調査項目といたします。

進め方でございますが、まず理事者より現状の区の取り組み状況などをご説明いただき、その後理事者の説明を踏まえ、在宅子育て世帯を含めた子育て支援の今後のあり方や、保育士に対する研修の充実、受講環境の整備など、ソフト面の強化を通じた保育の質の確保・向上について、および保育士確保に向けた対策などの点から、各委員よりご質疑、ご意見をいただきながら調査してまいりたいと考えております。

それでは、本件につきまして理事者より説明をお願いいたします。

#### ○佐藤保育課長

それでは、多様な保育ニーズへの対応と保育の質の確保についてご説明をいたします。私からは配付資料の1ページから3ページ目までのご説明となりますので、よろしくお願いいたします。

配付資料の1、多様な保育ニーズへの対応状況についてをご覧ください。

まず(1)の区内認可保育園の定員状況でございますが、区内の認可保育園は公立46園、私立47園の計93園ございまして、定員は3歳未満が3,529人、3歳以上が4,886人の計8,415人です。開所時間は7時30分から18時30分までを基本とし、全施設で延長保育を実施しております。

次に延長夜間保育の実施状況ですが、(2)をご覧ください。

勤務条件により基本保育時間を超過する保護者が安心して仕事が続けられるように、保育時間を延長しております。夜間は最大夜の22時まで、公立園6園で延長しております。早朝は最も早く朝の6時30分から、私立園1園で保育を実施しております。公立園、私立園のそれぞれの延べ利用状況は記載のとおりでございます、公立、私立ともに増加をしております。

次に(3)の休日保育ですが、公立保育園2園で就労支援として実施しており、延べ利用者数は記載のとおりで、増加傾向にあります。

2ページをご覧ください。

(4)の年末保育ですが、年末時期の就労支援として、公立園3園で実施しております。利用者数は毎年180名前後で推移をしております。

次に(5)の病児・病後児保育ですが、病後児は公立園3園、私立園は1園で実施をしております、病児保育は2つの病院で実施をしております。

ここまでご説明した内容をまとめさせていただきますと、品川区では月曜日から土曜日だけではなく、休日や年末、早朝から夜間の幅広い時間帯について保育を行っております。また、病児・病後児の保育についても、就労支援の観点から実施しており、多様な保育ニーズに据えていると考えております。今後も子ども・子育て計画等に沿って、計画的に事業の充実を図ってまいります。

次に、在宅子育て世帯を対象にした事業についてご説明をいたします。

(6)をご覧ください。

①はオアシスルームです。在宅子育て世帯の保護者がリフレッシュ等のために保育できない児童について、一時的に保育を実施しております。現在区内に9施設ございまして、来年度は第3庁舎内に1施設開設する予定で整備を進めております。利用者数はご覧のとおり増加しておりますが、利用率が低い状況ですので、インターネットを活用した予約システム等の導入について検討を進めているところです。

次に、②保育園による一次保育についてです。保護者が病気や出産等の理由で保育できない児童について一時的に保育をしておりますが、利用者から空き状況を各施設に問い合わせるのが負担や、空きがないなどのご指摘を受けております。この課題については現在検討を進めておりまして、まず受付は保育課に一本化し、空き状況の一括管理を行うことでスムーズにご案内できる体制を整える予定です。

次に、利用枠の関係ですが、各地域に2園程度、拠点園として必ず定員の2名まで預かる保育園を選定して、利用枠の確保を図る予定で検討を進めております。今後もさまざまな工夫を重ね、事業の利用促進を図ってまいります。

次に、③のチャイルドステーション事業（子育て体験事業）です。在宅子育て世帯の親子を対象に、区立保育園の同年齢のクラスで保育園活動等を体験する事業です。また、あわせて各園長が子育てにかかわるさまざまな相談を受けておりまして、実績は記載のとおりです。区といたしましては、在宅子育て世帯についてもリフレッシュ時や病気、出産時の緊急時等の保育の確保、また、子育てにかかわる相談機能の充実等、幅広い事業を行っておりまして、今後も引き続き拡充に努めてまいります。

3ページをご覧ください。

次に、2の保育の質の確保についてです。区では、保育の質の維持向上を図るために、研修や指導検査、巡回指導を実施しております。まず(1)の保育課主催研修の実施状況をご覧ください。保育士等の資質向上や専門性の向上を図り、質の高い保育を展開するため、職層や経験年数に応じた研修を実施しております。研修対象の欄をご覧ください。上から新規採用職員、2年目職員、一つ飛んで副園長、園長については、公立園の職員を対象に各職層や経験に応じた研修を行っております。一般職員の項目に記載している研修については、公立園だけではなく、私立園の職員についても参加を呼びかけております。合計の欄をご覧ください。平成28年度は延べ1,559名ですが、平成29年度は10月の時点で既に前年度を上回っておりまして、年度末での見込みは2,276名で、約1.5倍になる予定です。

次に、(2)私立保育園に対する指導検査の実施状況ですが、児童福祉法や子ども・子育て支援法等の法令を根拠としまして、認可と指導検査の基準に基づく実施状況等を検査して、必要な助言や指導、是正措置を講じております。平成28年度は36件実施し、平成29年度の10月末時点で32件の状況です。年度末まで、さらに指導検査を進めてまいります。

次に、(3)公・私立保育園に対する巡回指導の実施状況です。円滑な保育所運営のために各施設を巡回指導し、必要な助言等を講じております。まず、公立園ですが、保育課に所属する園長OBによる巡回指導を行っております。平成28年度は218件で、平成29年度末の見込みは257件の予定です。次に私立園ですが、こちらについても同様に保育課にいる園長OBや栄養士等による巡回指導を行っておりまして、平成28年度の実績は22件で、平成29年度末の見込みは51件の予定です。研修や巡回指導等の充実は今後も必須と考えておりまして、来年度もさらなる充実が図れるように、検討を進めております。

なお、区を定年退職した職員の活用ですが、再任用職員として多くの職員が保育園に勤務していただいております。また、再任用を終了した場合でも、希望される方については非常勤として引き続き保育園で働いていただいている方もいらっしゃる状況です。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

続きまして私から、保育士の処遇改善についてご説明いたします。

保育の質を確保するためには、保育士の定着が重要だと考えております。そのため、区では平成27年度から保育士の賃金改善に取り組んでおります。

4ページの(4)が、平成28年度の私立認可保育所における保育士等の給与支給額及び賃金改善の状況です。①でございますが、今回は私立の認可保育所についてご説明させていただきます。

一番上の段が全体の数でございます。施設数は38園、保育士の数666人は、常勤、非常勤の合計数でございます。下の段に社会福祉法人立と株式会社・学校法人立とに分けてお示ししてございます。

②の給与支給額ですが、こちらは平成28年度1年間の常勤職員の支給額となります。①と同様に、上の段が全体の数となっております。全体の合計の欄を見ていただきますと、保育士、主任保育士、施設長を合わせた数が497人、そのまま右を見ていただきまして、300万円から350万円が最も多く147人、350万円から400万円が117人で、この2つ、300万円から400万円が全体の半数強となっております。そこから右に行きまして、400万円以上が合わせまして148人で、ちょうど3割となっております。これを社会福祉法人立と株式会社・学校法人立とに分けてみますと、社会福祉法人立では350万円から400万円が57人で最も多く、株式会社・学校法人立では300万円から350万円が103人と4割近くで多くなっています。これは、社会福祉法人立に比べ株式会社・学校法人立のほうが新しい園が多いため、新規に採用した若い職員が多いためと考えております。

③の賃金改善額でございます。社会福祉法人立につきましては、国の処遇改善加算によるアップ分です。株式会社・学校法人立につきましては、国の処遇改善等加算と都のキャリアアップ補助金の合計額となっております。こちらは社会福祉法人立と株式会社・学校法人立とを分けて見ていただきますと、まず社会福祉法人立のほうは20万円から25万円の改善額が42人、25万円から30万円が48人と、20万円から30万円の改善額が合わせて4割程度となっております。株式会社・学校法人立では、45万円以上、50万円以上を合わせますと163人で、6割強となっております。

以上の結果から、区の処遇改善の取り組みは一定の成果が出ていると考えております。

#### 〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見がございましたらご発言願います。

#### 〇南委員

今の説明のところの①の私立認可保育園のところ、保育士が常勤、非常勤ということなのですが、社会福祉法人立の職員内訳を株式会社・学校法人立とあわせてちょっと知りたいのです。つまり、社会福祉法人立は290人の内で常勤、非常勤がどの程度になっているのか、株式会社・学校法人立も同様です。そして、その内訳がわかったら教えていただきたいということが1つです。

それと保育課長の説明のところ、(3)の休日保育です。この年間の延べ利用数なのですが、これ1日当たりの登園人数とか、あるいは保育料がどういう内容になっているか、事務事業概要にはそこまで出ていなかったのを知りたいと思うので教えてください。

それと同じように(4)の年末保育、多様な保育園をやっているということは、ずっと何年も前からやったださっているの承知しているつもりなのですが、年末保育の保育料を知りたいと思いました。

それからオアシスルームは利用率というか、利用者数がずっと上がってきている状況で、リフレッシュのため預けられるのは非常にいいことなのですが、さっきおっしゃったようにインターネットで申し込みを改善させていきたいという、そこは受けとめてどういうふうになるのか、これから楽しみにしていきたいと思っています。ただ、私がこの間見学というか、見せていただいたところは、北品川児童センターの中のオアシスルームだったので、私は非常に狭い部屋だなと思ったのです。その評価というのはいろいろあると思うのですが、異年齢の子どもを当然預けるわけで、このオアシスルームも結構いろいろところで利用者数が、さっき言ったように上がってきて高いので、その割になかなか異年齢だから大変だなという思いがあるのですが、1日の利用状況は、大体平均でいいのですし、どこのオアシスルームというふうには言わなくていいのですが、大体1日利用人数がどの

くらいかというのをちょっと教えてもらいたいと思います。

あと一時保育ですが、これは親が病気や出産ということで、年齢はそれぞれだと思うのですが、利用してこられた子どもの大まかな年齢がどんな状況なのか知りたいので教えてください。質問が多数あるのですが、お願いします。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

初めに私立保育園の常勤と非常勤の保育士の数ですが、(4)①の社会福祉法人立14園、保育士290人というのが常勤、非常勤合わせた数で、②の社会福祉法人立の合計の233人が常勤でございますので、290人から233人を引きまして、非常勤が57人ということになります。同様に、株式会社・学校法人立ですと、常勤が264人、非常勤が112人ということになります。

#### ○佐藤保育課長

たくさんご質問をいただきました。順番に進めてまいります。

休日保育に関しましては、1日当たりの利用者なのでございますけれども、定員が各施設20名ですので、申し込みの段階で大体20名は埋まってしまいます。ただ、その後の各世帯の状況でキャンセルが若干出ますけれども、休日1施設当たりほぼ20名となります。利用料に関しましては、既にご案内のとおり、平成27年度に子ども・子育て支援新制度ができた関係で、休日保育に関する保育料の負担の考え方も整理されましたので、保育園に在園している方は無料です。それ以外の、例えば幼稚園に在園している1号認定で、預かり保育を受けていない、すなわち就労要件がない方に関しては有料で1日2,000円です。年末保育に関しましても、利用料は1日2,000円です。

オアシスルームの1日の利用者の状況ですが、1日当たりの利用率は大体80%になりますので、定員の8割ですと、4人定員だと3.2人、3人から4人ぐらいは預かっている。ただ時間単位の利用率は40%という低い状況になっております。

あと、最後に一時保育の利用用件別の数なのですが、例えば平成28年度に実績の2,081件なのでございますけれども、一番多いのが緊急時です。急な入院とか、通院の場合で344件と一番多いです。それ以外の緊急的な、ひとり親等の就労や求職等の場合の利用用件が、次に232件と多い状況でございます。それ以外に関しましては、急な介護とか、あと幼稚園がお休みの場合の利用というようなことで推移しております。

#### ○つる委員長

南委員の最後一時保育については年齢だったと思います。よろしいですか。

#### ○南委員

この待機児童対策担当課長が提出して下さったこの資料、これは今まで知りたかった内容だったから出てきてうれしいなと思ったのですが、先ほどの説明では常勤保育士の給与支給額の②のこの表については、株式会社・学校法人立のほうの保育園は新設なので年齢も若い職員が多いからということで、給料の分布がこうなっているのだという説明は、それはそれであれなのですが、新しくできた保育園で比較的保育士の年齢が若いというだけで理解してしまっているのかというのがちょっと、私としては疑問に思うところなのです。

今具体的な表を持ち合わせてこなかったのですが、株式会社・学校法人立の保育園の離職率とか在園勤続年数だとか、そういうのはどちらかといえば、公立に比べれば在職年数なんか少ないです。だから、新しくできたからということだけで、ああ、そうかと理解してしまっているのかなと気になったので伺うのですが、品川の場合ここ数年、ずっとたくさんの保育園ができてきている、その大

半が株式会社立なので、一定課長の説明も言えるかなとは思っていますが、ちょっとそのあたりの品川区内の株式会社立の保育園の定着率といたら失礼かもしれませんが、勤続年数が大体どのくらいになるのか、長ければ長いほどいいと思うのです。午前中の質疑の中で、こんの委員が私立幼稚園は異動がないので、その地域に根ざして非常にいいのではないかと、私もそのとおりだと思います。したがって、株式会社立といっても、やはり保育園というのはその地域の子どもが来るので、それこそ卒園したときも来て、先生こんなに大きくなったよというようなことができるように、昔は公立の保育園の保育士も異動はなかったのですけれども、やはりそういう点から定着率というか、勤続年数が長いほうがいいなとは思っているのです。質問が長く、くどくて申しわけなかったのですけれども、その辺の見方をどうしたらいいかというのを教えていただきたいと思います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

何年勤めているかということはどう見ればいいのかということなのですが、①の平均経験年数のところで、社会福祉法人立だと保育士で7.6年、株式会社・学校法人立だと平均で4.2年になっているので、これは参考になるのではないかなと思うのですが、ただ、委員おっしゃるとおり、近年、新規園をかなりつくっておりますので、どうしても新規採用の方は多くなります。で、株式会社立の場合は、1年目の方というのが今全体の3割以上を超えておりますので、その1年目の方が大分この経験年数を下のほうに引き下げているということは言えると思います。ただ、6年から10年という方も、株式会社立全体では17%ぐらいいらっしゃいますので、1年目の方ばかりではないということはわかるかと思えます。

#### ○南委員

できるだけ1つの保育園にずっと働き続けていただきたいと思うのです。保育という性質上、やはりそういうふうにし、当然親としても、0歳で入れたなら卒園するまで同じ先生方の顔ぶれがそろっていたほうがいいし、一定の保育が継続されていくという点でもいいのではないかなと思いますので、定着していけるような支援、そういうものをこれからも引き続き努力をしていただきたいと思っているのですけれども、そのあたりの見解をどのように考えているのでしょうか。それを聞いて終わりにしたいと思います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

保育士の定着に、やはり一定の賃金の保障というものが1つ重要なことだと思いますので、今回処遇改善の額を出しましたけれども、平成29年度は平均でこれにプラス、月額で2万7,000円ということでやっておりますので、今後とも国や都の制度を見ながら、区としても処遇改善には努めてまいりたいと思っております。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○こんの委員

さまざま品川区の保育は、資料をもとに課長がご説明して下さった内容をされており非常にありがたい、多様な保育ニーズに対応してくださっていると思います。他の自治体の保育行政の話をしりたいと思います。それは、通園している保護者の感想として聞いたことがあるのですけれども、休日保育、それから年末保育、ここまでやってくれているのは品川区独自だよなというぐらい、やはりニーズに手厚く対応してくださっている保育事業は、他の自治体に比べると本当によくやってくださっていると思います。ですから、こういった保育のため、本当に保育園の先生たちは、この交代にせよ、休日も年末



もお子さんを預かってくださっている体制をつくるのに、本当に大変かと思うのですが、より一層品川区の保育、この保育事業をより一層いいものにするという意味では、保育の質の確保というものは欠かせないかなと思います。

そこで先ほどもご説明をいただいたのですけれども、例えば、これからもやっていきますというご説明がありましたが、公私立の保育園に対する巡回指導の実施状況ということで、円滑な保育所運営のために各施設を巡回指導し、必要な助言を講じているということで、資料の公立園の巡回内容には5歳児担当の保育内容とあり、あえて、5歳児担任の保育内容を挙げているのですけれども、なぜ5歳児だけなのか。例えば0、1、2、他学年の担任の保育内容、子どもへの接し方、そういったところは指導はしないのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

また、私立園のほうでは、事故や衛生管理とありますけれども、当然これは公立園にも必要かと思いますが、私立園はやはり民間というところで、大丈夫なのという声があるため、より一層その部分への指導、目を向けることからかと思いますが、一方で公立園というのは実際どうなのかというところについて、どんなふうに区として公立園の指導をしているのか、その辺も教えていただきたいと思います。

#### ○佐藤保育課長

まず公立保育園に対する研修の件です。5歳児対応に関しましては、保幼小の連携というものを品川区が独自の事業として特に力を入れていますので、5歳児担任については特別に個別相談や指導を必ず行うということです。0歳児から4歳児に関しましては、2の(1)の保育課主催研修の一般職員など、適宜それぞれのカテゴリーの中で保育のスキル等のアップの研修を適切に行っているところでございます。

2点目の巡回指導の件です。事故、衛生管理の面は私立園に入っていますけれども、当然公立園でもやっております、衛生管理に関しましては本課による栄養士が指導検査に回っております。また、あわせて園長OB等が園を回った際にも、子どもが安全に保育できる環境の整備等の十分な相談を行っているというところでございます。

#### ○こんの委員

ありがとうございます。5歳児担任については保幼小連携ということで理解しました。そうすると、今一般職員の研修の中でもされているということですが、0、1、2、3、いわゆる5歳児以外のお子さんへの指導というのも非常に大事だと思います。特にきちんと自分の言葉で自分の気持ちを伝えられない低学年に対する保育士の対応は、非常に重要だと思っております。ですから、その辺について保育士がどのようにお子さんに接しているのか、これまで何かあれば報告があったでしょうからないということは何もなかったと理解をしておりますが、お子さんが自分の言葉で自分の気持ちをきちんと伝え、嫌なものは嫌、いいものはいいということを伝えられない学年ほどきちんとした保育内容が必要かと思っておりますので、そうした点の指導はどうされているのか、お聞きしたいと思います。

#### ○佐藤保育課長

各園に対する巡回指導等は、先ほど申し上げたとおりの中身になっております。

また委員のご指摘の、特に指導に行った場合に起きてない事象であったり、園長が特に問題意識を持っていない場合もあり得るかもしれません。そういった場合、先日の園長会で、各園の職員全員に、もし気になることがあれば直接保育課のほうから私もしくは係長に直接電話をして、何か気になる点があれば伝えるようにということを申し伝えておりますし、そのようなことはパワハラ等の抑制にもなりますので、定期的に施設長会や個別ヒアリング等を通じて行っております。

#### ○こんの委員

ありがとうございます。そのような対応をとってくださるのであれば、引き続き声が保育課長のほうに上げやすい体制というのでしょうか、というものが必要なと思いますので、よろしくをお願いします。

もう一つ、これは保育の質には、やはり保育士関係というものが非常に大事だなと思うのです。よりいい保育のため、保育士同士の関係、保育士の先輩後輩の関係など保育士関係というのも保育の質を担保する意味では非常に大事な点だと思いますが、そうしたところへの指導というのは何か対応はされているのでしょうか。

#### ○佐藤保育課長

保育園ですと、当然各施設単位の縦の関係なのですが、委員ご指摘のとおり、横の関係というものは非常に大事だということで、昨今は若い職員も多いですので、なかなか年配の実力のある園長には言えないこともあるという話も研修等で聞いていますので、主任研修であったり、年数に応じて3年目、4年目に研修を保育課でも行っていますので、そういったことで横の関係がつけられるように研修内容のほうを工夫するなどしております。

#### ○こんの委員

対応がわかりました。保育士確保というところでは、やはりこの保育士関係、保育士間の関係というところも非常に大事になってくると思うので、処遇改善のお給料の面だけではなくて、働きやすい環境を何かあったら相談窓口のように聞いてさしあげて、何か手だてが保育課のほうでもできるのであれば、そうした手だてをお願いして、保育士がその保育園で働きやすい保育士同士の人間関係が構築できるように、対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○佐藤保育課長

現場の保育園で働く職員が生き生きとやりがいを持って働くことが一番大事だと思っています。そういった体制と、保育士もやりがいを持って働くことによって、子どもへのいい影響もありますので、委員ご指摘の趣旨を踏まえまして、これからも引き続き指導してまいります。

#### ○鈴木（博）副委員長

この保育の質の確保についてというところで、保育課主催研修の実施状況というものがあるのだけでも、この研修会場はどこで何人ぐらいが出席していて、何回ぐらいにわたってやるか、あるいは講師はどういう方がやるのかを教えてもらいたいのですけれども。

#### ○佐藤保育課長

保育課主催研修の内容でございます。場所はさまざま、庁内の会議室を複数使ったり、第3庁舎の講堂を使ったりしております。また講師の方もさまざまです。ベテラン園長に頼むこともありますし、保育の知識が豊富な大学等の教授の先生にもお願いしてやっていただくことも複数ございます。研修の回数は、非常にたくさんやっておりますし申しわけございません。年間40回から50回ぐらいは行っております。

#### ○鈴木（博）副委員長

東京都福祉保健局でやっているのですけれども、研修として認可外保育園のスタッフたちに6回か7回のシリーズで、ずらずらと行ってやるみたいだが、これ回数はわかったのですけれども、1回の1クールというのが1回だけなのかお知らせください。

#### ○佐藤保育課長

すみません。例えば、保護者対応研修ということで、保護者支援というものも非常に大事で、保育所保育指針に書かれていますけれども、そういった研修は全部で4回であるほか保育課の研修や、先ほど

この委員からご指摘のあった乳児保育等、継続研修に関しましては全部で5回とか、継続して段階的にスキルがアップするような工夫はしております。

#### ○鈴木（博）副委員長

結局これは公立の保育園のスタッフが、例えば新人だとか、一般職員だとか、副園長だとかというのが、会場に集まってきてやるという話になると思うのですけれども、例えば私立園の保育士なんかに参加するとかということは想定されていないのですか。

#### ○佐藤保育課長

私立園に関しましても、真ん中の一般職員というところで参加をしていただいております。平成29年度であれば、これまでのところ私立認可園で252名の保育士が参加をしていただいております。そのほか認証、小規模、家庭的保育に関しましても、101名ほどの保育士も参加をしていただいております。ですからこちら、公立だけということには限っておりませんので、今後も品川区全体の保育をやるために幅広くご案内を差し上げて、参加できる園に関しましては積極的に来ていただいております。

#### ○渡部委員

1つだけ教えてほしいのですけれども、やはり今日いただいた資料の中で1時間延長でご利用されている方が多いです。実は保育園の基本的な利用時間が、朝7時半から午後6時半の11時間を基本とするのが、果たして今の事情に合っているとかということの研究したことありますか。と言いますのは、今の民間企業の就業時間は大体9時から6時が多いです。そうなりますと、例えば通勤通学等の前段階を考えると、これ場合によっては、人によっては、例えば利用時間が7時半ではなくて8時から11時間ということになると、私はこれがくっと減るのではないかなと思ったりするのですが、そういう考察というのはされたことありますか。

#### ○佐藤保育課長

保育時間の関係でございますが、国で定めている子ども・子育て支援新制度等々の法令に基づきまして、標準時間というのは11時間ということで規定されております。委員ご指摘の7時半から6時半まで基本ということで、それ以外は延長保育として各自治体の自主事業でやる取り扱いになっております。子ども・子育て支援新制度が、平成27年度に制定されて、子ども・子育て計画の観点でも5年間を目処にさまざまな検討をすると思っておりますので、国等の標準時間の考え方が今後変われば、それに合わせて区のほうも対応していきたいと思っております。

#### ○渡部委員

ありがとうございます。例えば、何でも施策というのは状況が変わっていて、確かに品川区は手厚い保育をなさっていて、いろいろな選択肢があって、すごくいいことだと思います。ただ、1時間延長がこれだけいて2時間延長がこの数でというふうに見たりすると、率直に私はその影響が大きいのかなと感じました。わからないですけれども、例えばその保護者もどういう会社にお勤めでと、たしかその就業時間を書くのだけれども、うちの会社は何時から何時ですよ。それでデータをとれますよね。例えば、今8時間労働なわけだから、9時から始まったら休憩1時間引かれてしまって大体午後6時でしょう。そうすると、6時半には品川に戻ってこられないから1時間延長しているのかなと、純粹にそんなことを思いました。違いますよと言われればそれまでなのですが、そういう事例はあるのではないかと。あまり8時半からとしている会社は聞かないですから。大体9時から始業ということで、終業が6時でサイレンといいましょうか、チャイムが鳴ってすぐ帰っても、6時半までには帰ってこられないとかいうことが多いのかなという思いがありましたので、そこについてはちょっと研究をしていた

だいて、たしかに制度があるにせよ、11時間をもっと柔軟に運用し、改善すればもっと優しいものになるのかななどと思ったので聞きました。

それともう1点、手を挙げたのでついでに聞きます。現在、さまざまな手法で保育士の確保というのをなさってこられていて、いわゆるセカンドキャリアだとかというのを支援していますけれども、実際問題、言葉は悪いのですが、その辺の施策として適当なのですか、つまり、そういうものを活用されて、これからもう1回保育士で頑張ろうかしら、というような方が区内に果たしていらっしゃるのか。それで、それを区内の保育所等、例えば公立でもそうでしょうし、非常勤もそうでしょうし、私立やその他でも、ある程度マッチングなど何らかの形でできるような仕組みがあるのか、それとも、どこかでそういうバンクのようなものをつくってでき上がっているのか、ちょっとわかれば教えてください。

#### ○佐藤保育課長

潜在保育士に対するセカンドチャレンジ事業というのは、平成28年度区でも行っているのですけれども、ちょっと今具体的な数字は持っていませんが、参加者はたしか十数名で、実際に資格をお取りになった方は一、二名だったように記憶しています。東京都でもそういった事業をやっているのですけれども、やはりなかなか手を挙げて、参加する方は少ないということが今の現状です。ですから保育士として働かれたりする方は、新採用であったり、どこか民間で働いていた方が条件のいいところに移るという形で、一定の範囲の中で動いているというのが大方の見方なのかなと考えております。

#### ○渡部委員

これから保育士とも確保していかなければならないところで、どういうことができるのかというのは、当然もう民間も含めてなのですからけれども、考えておかなければいけないのかなと。それで、なぜそれを聞いたかと申しますと、先ほだちょっと南委員の質問であったのですが、社会福祉法人立で何年とか、株式会社立で何年などという継続年数、経験年数ですか、話が出ていましたけれども、これは、1園当たりにいる年数でしょう。その人が保育士として勤める年数とかではなくて、例えばここに出ている7年なら7年、5年なら5年とかというのは、辞めてまた他のところに行くのか、これで本当に保育士を辞めてしまっているのかと、そこまで追いかけているわけではないのですよね。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

今回の経験年数のところは、他の園から移ってきた方は以前の年数も加味しております。

#### ○渡部委員

ということは、例えば社会福祉法人立では、そんなに長くはないのですけれども、7.5年とありますが、平均で7年で保育士を辞めてしまうということですか。いる方でならずと、大体平均だと7年で辞めてしまっているという見方なのですね。答弁はいいです。

#### ○高橋（し）委員

まずは、保育の質のほうで幼児教育の無償化の一部前倒しなどの話が出ているのですけれども、そうすると在宅子育て世帯についてどうするのかということもあると思うのですが、2ページの(6)番にあるような在宅子育ての、いわゆる負担について、今後どういったことを考えればいいのか、どういった部分について保育園に預けられる方と幼稚園に預けていらっしゃる方とのバランスというのはどうなっていくのか、私勉強不足で申し訳ないのですが、もしそれについて何か方向性みたいなものをどう考えているのか。区としてという意味でなくても、一般論でも結構ですけれども、そういうものがもしあればというのがお知らせください。

それから研修のところ、研修に行かれたときの手当てというのでしょうか、手当てというのは人の

手当で、研修に行かれてしまったら、他の方が見るというわけにもいかないし、多く見るのもあれなので、どのような手当をされているのかということをお尋ねします。

そして指導検査のところは、私立保育園は保育園の数からすると3年に1回ぐらいでこ回ってくるのですか。そのサイクルがもう少し早いといいのではないかとということ、認証等は都の担当なので、立ち会いというところのレベルでしか権限がないので、なかなか厳しいと思うのですが、立ち会った結果などについては、区としてさまざまな補助をしているので、区としてどれぐらいこの認証保育所や認可外保育所にフィードバックというか、どれぐらい強い姿勢で指摘できるのかということをお尋ねします。

あともう一つは、表にはなかったのですが、特別支援教育の巡回教育も、その質の確保といたしますか、保育士の相談に乗ったり、あるいは保護者からの相談に乗ったりするという面では、ここにあってもよかったかなと思います。大変すばらしい事業をやられているので。

#### ○佐藤保育課長

まず在宅子育て世帯の支援の関係でございますが、ここは最近東京都のほうで財源の拡大をする動きもございます。また委員ご指摘のとおり、幼児教育の無償化というのは国でかなり検討が進んでいるのもありますので、国や都において制度化され財源があれば、区のほうも補助金を受けて、事業の拡充を図るというのが1点目と、財源の確保もありますけれども、オアシスルームに関しましては区として在宅子育て支援につながりますので、今後も続けていく考えでございます。

2点目の研修のときの人の手当でなのですが、こちらに関しまして、特に手当というものはしていません。何月何日は何人研修に保育士が行くので、不要不急の休みはとらないとか、そういった工夫をして、職場内部で捻出をしているところでございます。

最後、特別支援の関係に関しましては、こちらには載っておりませんが、100回を超える回数を行っています。よろしく申し上げます。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

認証保育所等への指導検査でございますけれども、こちら都の検査に区も一緒に参りまして、都がいろいろ注意をするときに区の見方でどうですかということをお尋ねするときに必ず都のほうで聞いてくださって、それもあわせて指導項目に入れて下さっているもので、区の見方というものもその中に入ります。それから区独自でも巡回指導には行って、気がついたときにはその場で指導はさせていただいております。

#### ○高橋（し）委員

それぞれありがとうございます。先ほどの研修のときの人の手当でなのですが、なかなかそういった形でかわりの人とかというのは難しいと思うので、研修に行きやすい体制といたしますか、例えば午前と午後と同じことをやって、どちらでも行けるようにするとか、あとはこれはいろいろ課題かとは思いますが、保育のない土曜日などに行くことによって、行く方も行かない方もお互いにいい状況になれるような仕組みも考えていただければありがたいと思います。何しろぎりぎりの人員で保育園はやられていると思います。そういう点については研修の重要性からも非常に認識するところでもありますので、その辺についてどうでしょうか。

#### ○佐藤保育課長

確かに研修の内容が充実しても、参加する方が多くなかったり、もしくは多岐にわたらないと意味ないと思いますので、委員のご指摘のとおり、工夫できる点はしていきたいと思っております。

#### ○のだて委員

まず、この多様な保育のほうなのですが、休日保育が平成28年度に利用件数が急に上がっているのですが、これはどういうふうに見ていらっしゃるかということをお聞きしたいのですが、やはりこの間の子育て世帯の仕事の関係でなかなか休みもとれないという状況が反映されているのかなと思うのですが、そこについて区の考え方をお聞きしたいと思います。

あわせて、先ほど窓口を保育課に一括して空きを管理するとおっしゃられていたのは、私は一時保育のほうかなと思ったのですが、オアシスルームのほうをそういう形とするということなののでしょうか。ちょっと確認です。

そして一時保育ですが、私立保育園の利用者が平成26年度と比べて半分ぐらいに下がっているのですが、これは何かあったのか、区の見解を伺いたいと思います。

#### ○佐藤保育課長

1点目の休日保育、平成28年度が増えている理由なのですが、先ほど少しご答弁したのですが、利用料金が基本的にかからなくなったのは平成28年度からになりますので、その辺で大変使いやすくなったのかなと考えているところでございます。

あと受付を保育課一本にするという予定で検討している件は、一時保育でございます。今現在、各施設に区民の方が電話して確認しなければなりませんのを、保育課のほうで一括管理をするというところなんです。

最後に、一時保育の私立園の件数が減ったというところですが、この平成26年度に関しましてはそんなに多くはないのですが、一時保育の利用要件というのは、出産、入院等緊急時の場合なのですが、ある程度オアシスルームのように幅広く受け入れてしまっていたという実態がありまして、その関係で件数的には多いのですが、一時保育の利用要件に合うお子さんに関してお預かりしてくださいということをした結果というところでございます。

#### ○のだて委員

一時保育のほうは保育課が一本化して窓口になるというお話だったのですが、オアシスルームのほうもたしか時間当たりの利用率が低いというお話があったと思うのですが、そちらのほうは受付を保育課で一本化するなどを考えていらっしゃるのでしょうか。子ども・子育て会議の中で、この利用者の方が予約しにくいときは本当にしにくいということで、時間に合わせて電話して、とればラッキーだというお話もありましたので、そういったところの改善をどう考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

#### ○佐藤保育課長

オアシスルームの利用の件に関しましては、委員ご指摘のとおり、子ども・子育て会議の中で委員の方からご指摘いただきました。その関係もありまして、インターネットでご自宅自分で、何というのですか、新幹線を予約するような形で時間単位で丸とか、バツとかというものを押すような形で、システム的に予約を可能なようにできれば一番いいのかなというところで、そういった予算要求やシステムの内容を今検討しているところでございます。年間1万5,000件以上の利用がありますので、これを保育課で受け付けるというのは、かなり現実的ではないので、システムの導入のほうを進めたいというふうに、今考えております。

#### ○のだて委員

わかりました。

次に保育の質の確保のほうなのですが、研修をいろいろやられているということで、今年度既

に昨年度を超えて、見込みとしては1.5倍を見込んでいるということですが、これは高橋しんじ委員のときに手当てとかはしていないというお話だったのですが、なぜこう増えたのか。やる回数などが増えたことによって、研修に参加できるようになったということなのか、区の見解を伺いたいと思います。

あとこの私立保育園の保育士の給与のほうなのですけれども、まず1点、これは素朴な疑問なのですが、学校法人立が株式会社立と一緒に書かれているというのは、分類としては株式会社と同じようなものだというので併記しているのか、そこを伺いたいと思います。

あと先ほど職員の常勤と非常勤の数を伺いましたが、非常勤の方が株式会社立のほうだと112名いらっしゃるということで、保育士の中でも3分の1弱ぐらいいらっしゃるということなのです。これまで品川区は私立のほうで正規の保育士が多いというお話だったと思うのですが、この点どう見ていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それから、先ほども勤続年数の話ありましたが、私立園の中でも株式会社立と社会福祉法人立だと、社会福祉法人立のほうで長く働いているのかなと思うのですが、先ほど社会福祉法人立でもこれで辞めてしまっているという話もありましたが、やはりそういった面では、この処遇改善というのが望まれている、必要だということだと思います。実際改善されている額のところでいうと、この社会福祉法人立のところでは一番多いのが25万円から30万円、年間アップしたというところですが、株式会社立のほうだと50万円以上が一番多くなっています。これはやはり社会福祉法人立のほうで保育の質というところでチームを大切に、満遍なくといいたいでしょうか、この改善策を行っているということのかなと私は受け取ったのですけれども、保育士の中でも全体の数からいくと改善された方が70%で、株式会社立のほうは約60%ということで、その辺の区の見方も伺いたいと思います。あわせて社会福祉法人立がキャリアアップ補助金の対象外というのはなぜだったか、以前ご説明あったかもしれないのですけれども、もう一度お聞きしたいと思います。

#### ○佐藤保育課長

私のほうから先に、保育の質の確保の保育課として関係の研修が増えた理由ですが、まず園長の欄を見ていただくと、平成28年度41名で、その後今年度128名ということで大幅に増えている。例えばこれは保護者支援であったり、もしくは不当要求等がかなり出てきていますので、ニーズに合った研修のほうを一応私のほうで今年度以降やっていこうということで、メニューをたくさん追加している関係です。一般職員につきましても、一応600人ぐらい増えているというのはその関係で、メニューを追加したということが原因だと考えております。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

私から賃金改善の状況についてのご質問ですけれども、まず学校法人立を株式会社立と一緒にしたのは、学校法人立にはキャリアアップ補助金が含まれている関係で、このように分けさせていただいております。

非常勤が多いかどうかという話ですけれども、株式会社立の保育士は最低人数、必ず置かなければいけない保育士は、ほぼ今全員常勤で、朝や延長保育などプラスの部分に非常勤が入っているというケースが一番多いと思います。

勤続年数ですけれども、これは社会福祉法人立のほうで長く出るのは、社会福祉法人立のほうで新しい園をつくっていないということもあって、あまり新規採用をやっていないということだと思います。5年未満の園が今区内で18園ありますけれども、18園中16園が株式会社立ですし、5年未満の園の9割は株式会社立であることから、新規園を開設したかどうかというところで、ここの平均経験

年数の数値に反映しているのではないかと思います。

社会福祉法人立の賃金改善が、25万円から30万円が一番多いということ、これはキャリアアップの分が入っていないので、表の真ん中寄りになって、株式会社立のほうはキャリアアップが入っていますので、50万円以上の方が大変多くなっているということです。社会福祉法人立がキャリアアップ補助金の対象外というのは、これは区からキャリアアップ補助金を出しているのではなくて、社会福祉法人立に関しては都から補助をしていますので、区のほうでは算定に入れていないということです。

○つる委員長

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了します。

---

### 3 その他

○つる委員長

次に、予定表3、その他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、文教委員会にかかわる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。なお、本会議でこの質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

また、明日この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思えます。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について終了いたします。

そのほかで何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ないようですので、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後2時50分閉会